

伊豆の国市
森林経営管理制度全体計画

令和6年1月
静岡県伊豆の国市

目次

はじめに	1
1. 森林経営管理制度の概要	2
2. 森林環境税と森林環境譲与税	3
3. 位置付けと構成	3
第1部 伊豆の国市の森林・林業の概況	6
第1章 森林資源の状況	7
1.1. 民有林の資源状況	7
1.2. 民有林の所有形態	10
1.3. 私有林の資源状況	12
1.4. 私有林の所有形態	14
1.5. その他の森林の状況	16
1.6. 森林施業の実績と計画	19
1.7. 路網の整備状況	23
第2章 林業経営の状況	25
2.1. 統計情報に基づく林業経営の状況	25
2.2. 林業経営体の状況	27
第2部 森林経営管理制度の活用	29
第1章 森林経営管理制度の活用方針	30
1.1. 方針概要	30
1.2. 市が経営管理の状況や意向を把握すべき対象森林の決定	31
1.3. 森林経営管理制度を進めるにあたっての基本事項	34
第2章 エリア別の対象森林	35
2.1. エリア分けの考え方及びエリア分け	35
2.2. エリア別の森林資源の状況	37
第3章 対象森林の優先順位評価	39
3.1. 優先順位の考え方	39
3.2. 事業者へのヒアリング	44
3.3. 小班の優先順位表	47
3.4. 林班・エリアごとの優先順位表	49
3.5. 現地確認による優先順位の修正	55
第4章 今後の意向調査及び森林整備	61
4.1. 年間整備実施可能量と適正な経営管理意向調査規模の推定	61
4.2. スケジュール	62
総括・まとめ	72
用語解説	73
付録	
森林評価順位表	
事業者アンケート	

はじめに

伊豆の国市森林経営管理制度全体計画（以下「全体計画」という。）は、森林経営管理法（以下「法」という。）に基づき、手入れの行き届かない森林の適切な管理の促進、及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とし、本市の森林資源を分析・分類するとともに、本市における森林経営管理制度（以下「制度」という。）の運用の方向性を示すものです。

本制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。

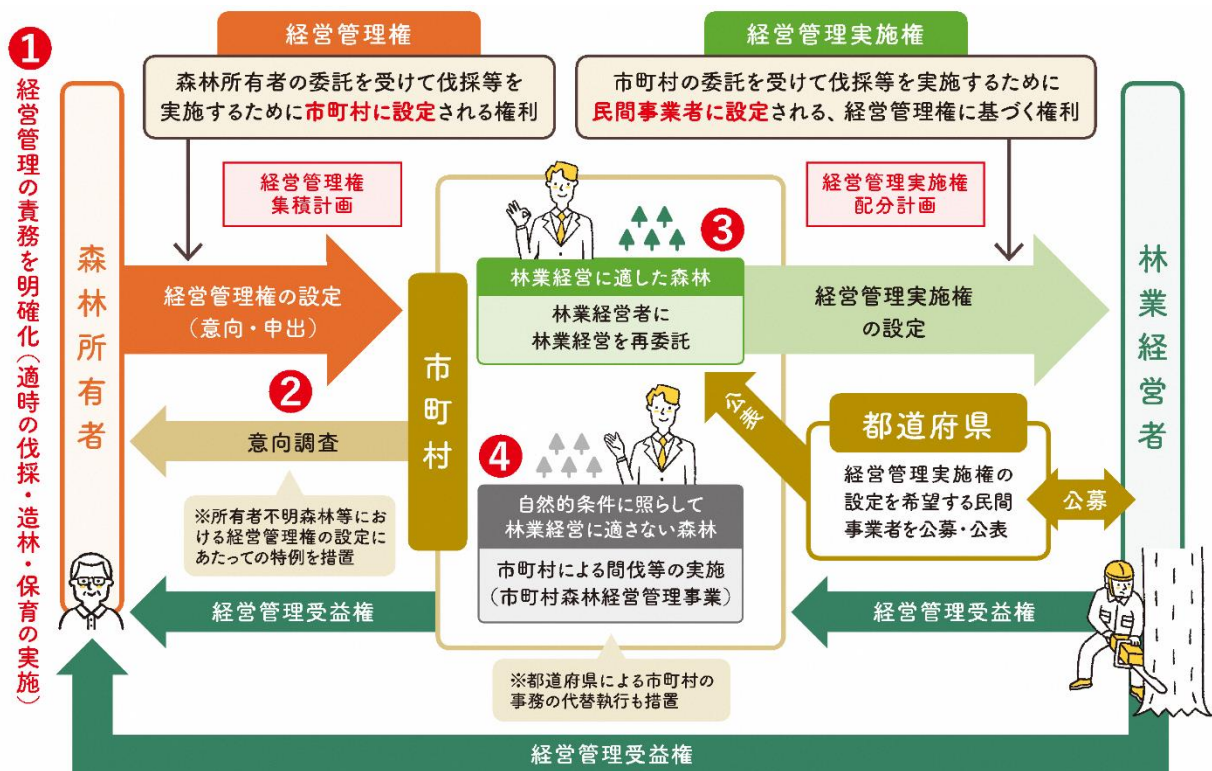
本制度の活用により、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の増加、担い手の不足などにより増えた手入れ不足の森林の整備が進み、森林の有する多面的機能の発揮に伴い、土砂災害等の発生リスク低減などの地域住民の安心・安全に寄与することが期待されています。

1. 森林経営管理制度の概要

国内の森林は、人工林が木材として利用可能な時期を迎えようとしている一方で、森林の所有が小規模・分散的であり、さらに森林への関心が薄れていることで、適切な管理が行われていない状況にあります。これにより、災害防止や地球温暖化防止などの森林の多面的機能の維持増進に支障が生じることとなるほか、所有者不明や境界不明確等の課題も顕在化しています。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、持続的で適切な森林の経営管理を図ることを目的に本制度が創設されました。

制度の概要



出典：林野庁

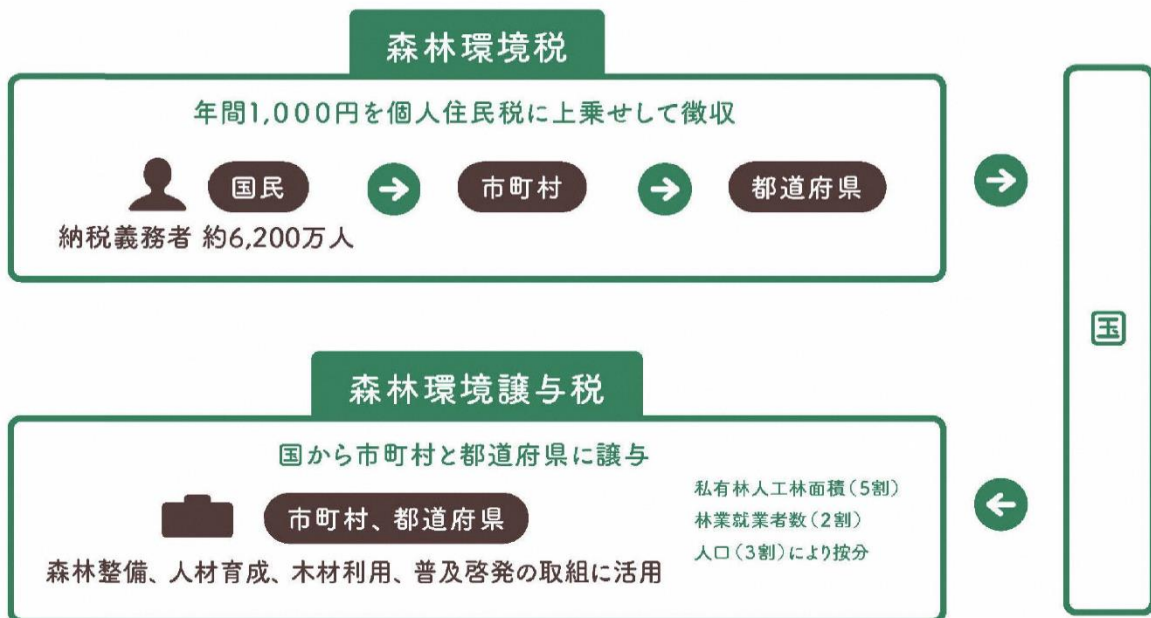
- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すために責務を明確化します。
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合など、市町村が森林所有者に経営管理の意向を調査します。
- ③ 意向によって市町村が森林の経営管理の委託を受けた場合、林業経営に適した森林においては、林業経営者に再委託を行います。
- ④ 再委託ができない森林等においては、市町村が自ら経営管理を実施します。

2. 森林環境税と森林環境譲与税

森林環境税は、温室効果ガスの削減、自然災害の防止、水源涵養等の森林のもつ機能を維持・発揮するための森林整備等に必要な地方財源の安定的確保のために創設され、制度の財源としても活用されています。

令和6年度から「森林環境税」の課税が開始され、国民から1人年額1,000円が徴収されます。徴収された森林環境税は、国を通して「森林環境譲与税」として全国の市町村や都道府県に配分されます。この貴重な財源は、森林整備や林業の人材育成、木材利用、普及啓発に活用されます。

森林環境税と森林環境譲与税の仕組み



出典：林野庁

3. 位置付けと構成

(1) 位置付け

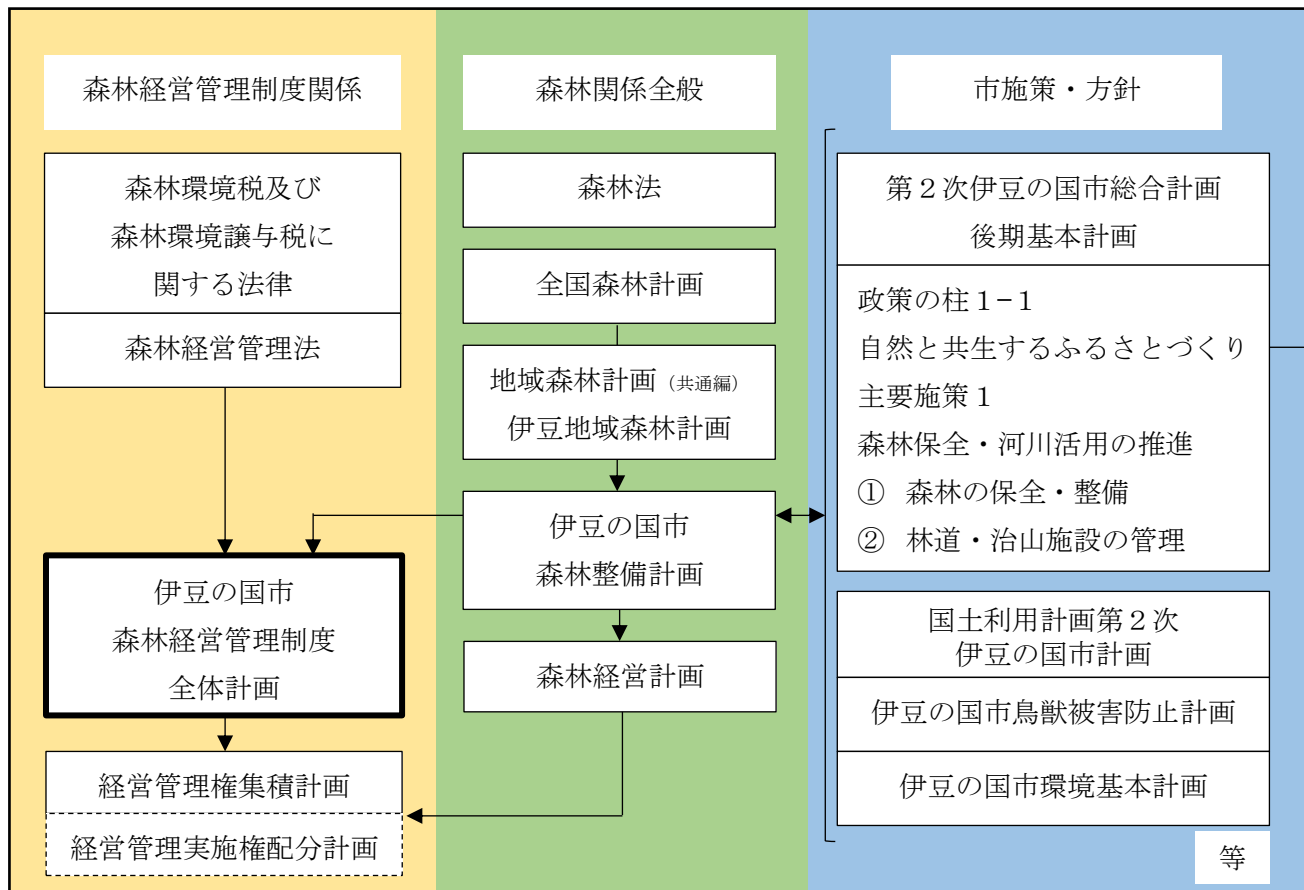
本計画は、森林行政上の法定計画である市町村森林整備計画とは異なり、制度の運用に関連して本市が独自に備えるものです。

しかしながら、森林整備の過程で、森林に関する森林法等の法令及び伊豆の国市森林整備計画（以下「整備計画」という。）等の各種計画とは密接な関連があることから、連携・整合するものとして位置付けます。

また、第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画等の市の各種計画のうち、森林整備に関する施策・方

針も踏まえることで、制度を活用した森林整備の方向性を示すものとなりました。

全体計画の位置付け



第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画 抜粋 (p. 22～p. 23)

政策の柱1-1 自然と共生するふるさとづくり

主要施策1 森林保全・河川活用の推進

① 森林の保全・整備

森林の持つ水源涵養、山地災害防止、土壌保全等の機能を保持するため、森林の間伐、放置竹林の整備、下刈り、皆伐再造林、枝打ちなどを進めるとともに、林業関係機関と連携し効率的、計画的な整備を図ります。また、森林整備を行う個人や団体、森林ボランティア等を支援します。

② 林道・治山管理の実施

森林施業を安全かつ効率的に行うために、林道や治山施設等を適切に管理します。

(2) 構成

本計画は、本市の森林資源や林業経営の概況をまとめた第1部、本市における制度の運用についてまとめた第2部の2部構成とします。

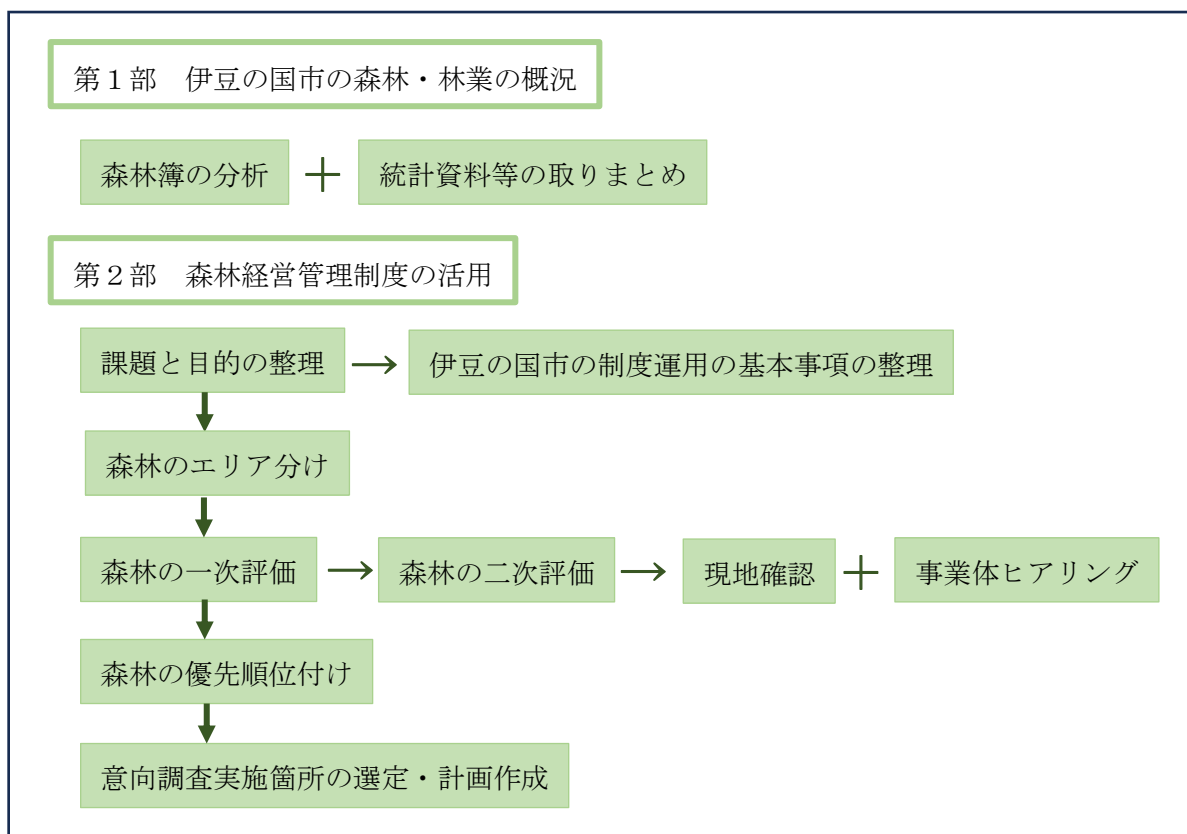
【第1部 伊豆の国市の森林・林業の概況】

- ・本市の森林資源の概況を森林簿等により分析します。
- ・本市の林業経営の状況を統計資料等により取りまとめます。

【第2部 森林経営管理制度の活用】

- ・森林・林業を取り巻く課題を踏まえ、本市が制度を進めるにあたっての基本事項を整理します。
- ・森林簿等の各種資料を基に、林業経営が成り立つか評価する一次評価、防災上重要か評価する二次評価の二段階の定量評価を行い、結果を整理します。
- ・二段階定量評価に加え、事業者へのヒアリング及び現地確認を行い、対象森林のエリア分け及びその優先順位を定めます。
- ・上記の結果から、直近数年間の意向調査実施の箇所を選定し、その実施スケジュールを検討します。

全体計画の構成

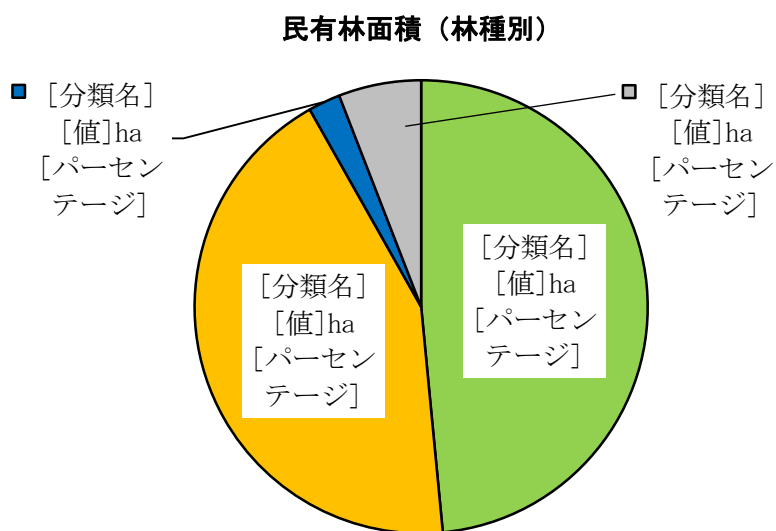


第 1 部 伊豆の国市の森林・林業の概況

第1章 森林資源の状況

1.1. 民有林の資源状況

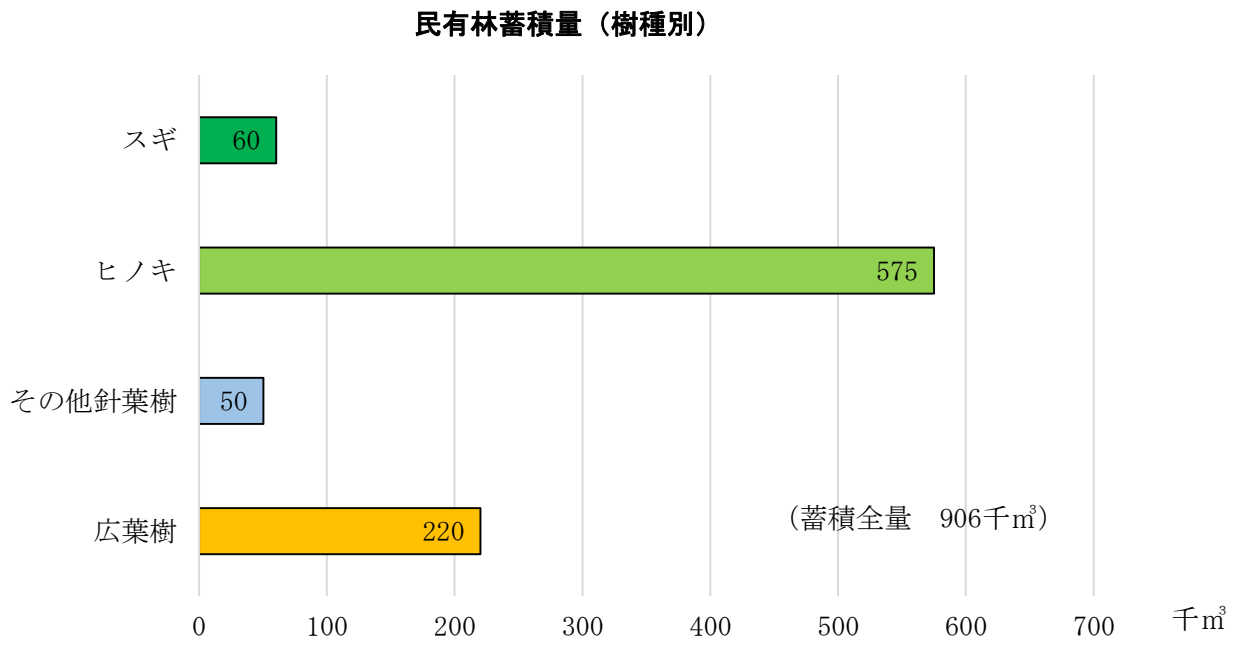
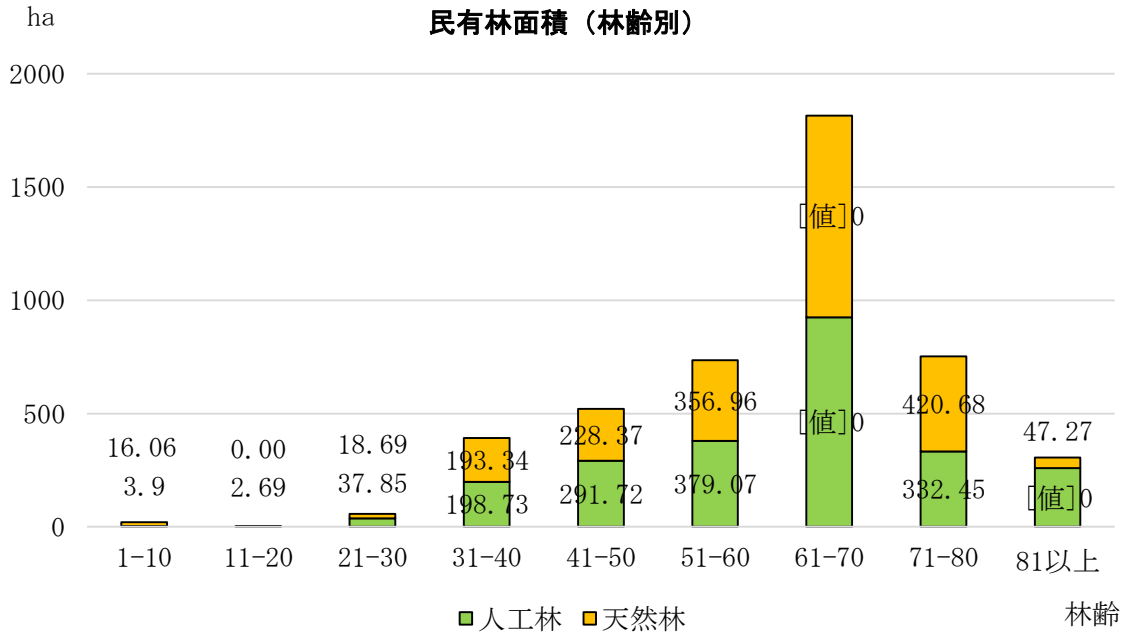
本市の民有林（国有林以外の森林）の森林面積は 5,012.48ha で、うち人工林面積は 2,429.71ha（人工林率約 49%）です。さらに、人工林のうち、ヒノキが 2,062.25ha で約 85%を占めます。また、人工林の約 90%にあたる 2,186.54ha は、林齢 41 年生以上となっており、資源として成熟した森林が多いことが分かります。

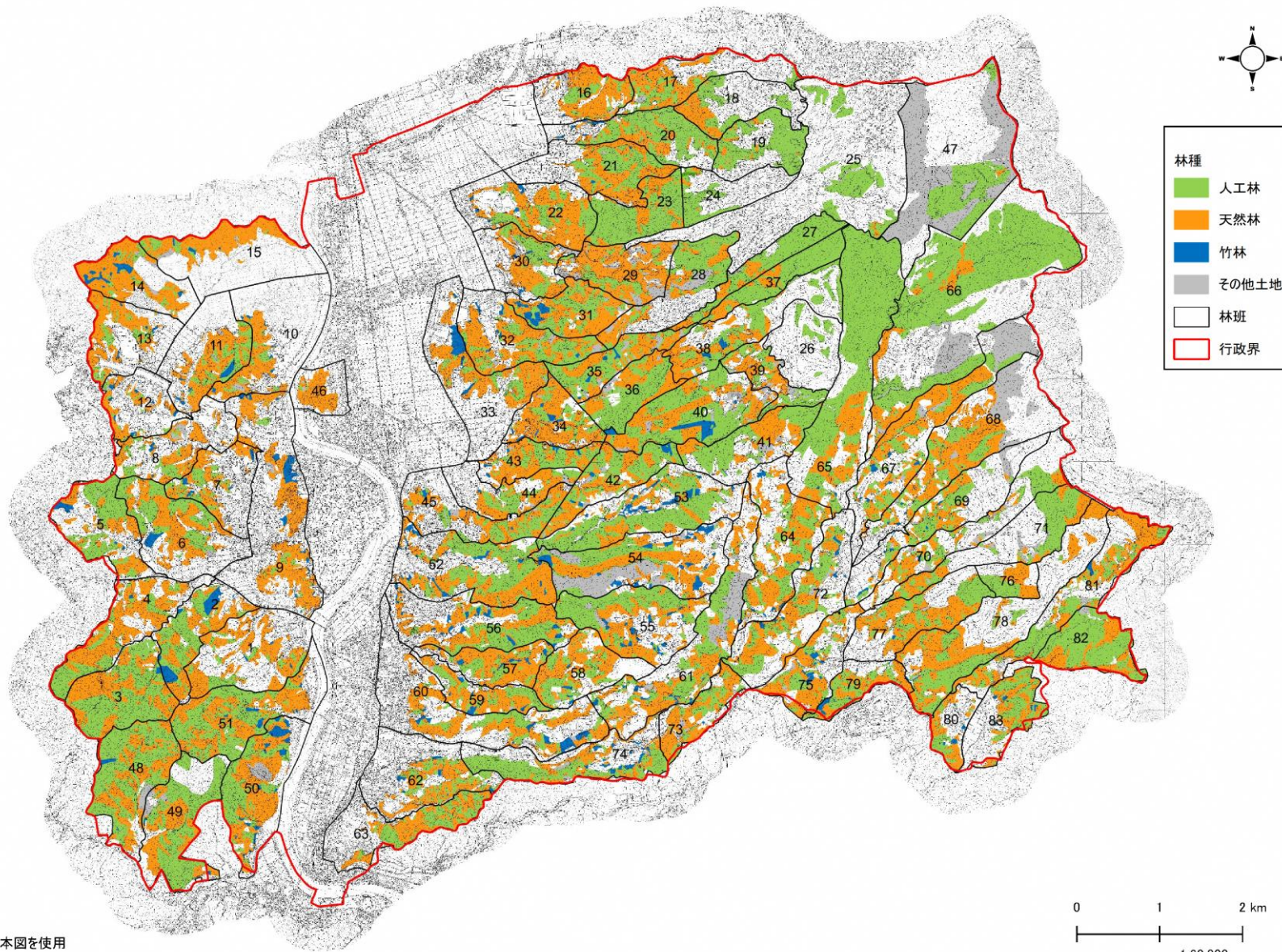


※ その他…伐採跡地、未立木地、更新困難地

民有林面積（樹種別）

針葉樹		広葉樹		竹		その他土地	
樹種名	面積(ha)	樹種名	面積(ha)	樹種名	面積(ha)	樹種名	面積(ha)
スギ	152.17	クヌギ	397.99	モウソウ	85.23	原野	216.4
ヒノキ	2,062.25	コナラ	7.28	マダケ	28.65	崩壊地	2.48
クロマツ	147.38	エンジュ	0.05	メダケ	0.54	除地	5.17
アカマツ	42.50	その他広	1,790.94	ハチク	0.20	伐採跡地	62.15
サワラ	0.44			ササ	0.09	岩石地	3.78
モミ	1.09					更新困難地	5.41
その他針	0.07					なし	0.22
計	2,405.90	計	2,196.26	計	114.71	計	295.61





背景に森林基本図を使用

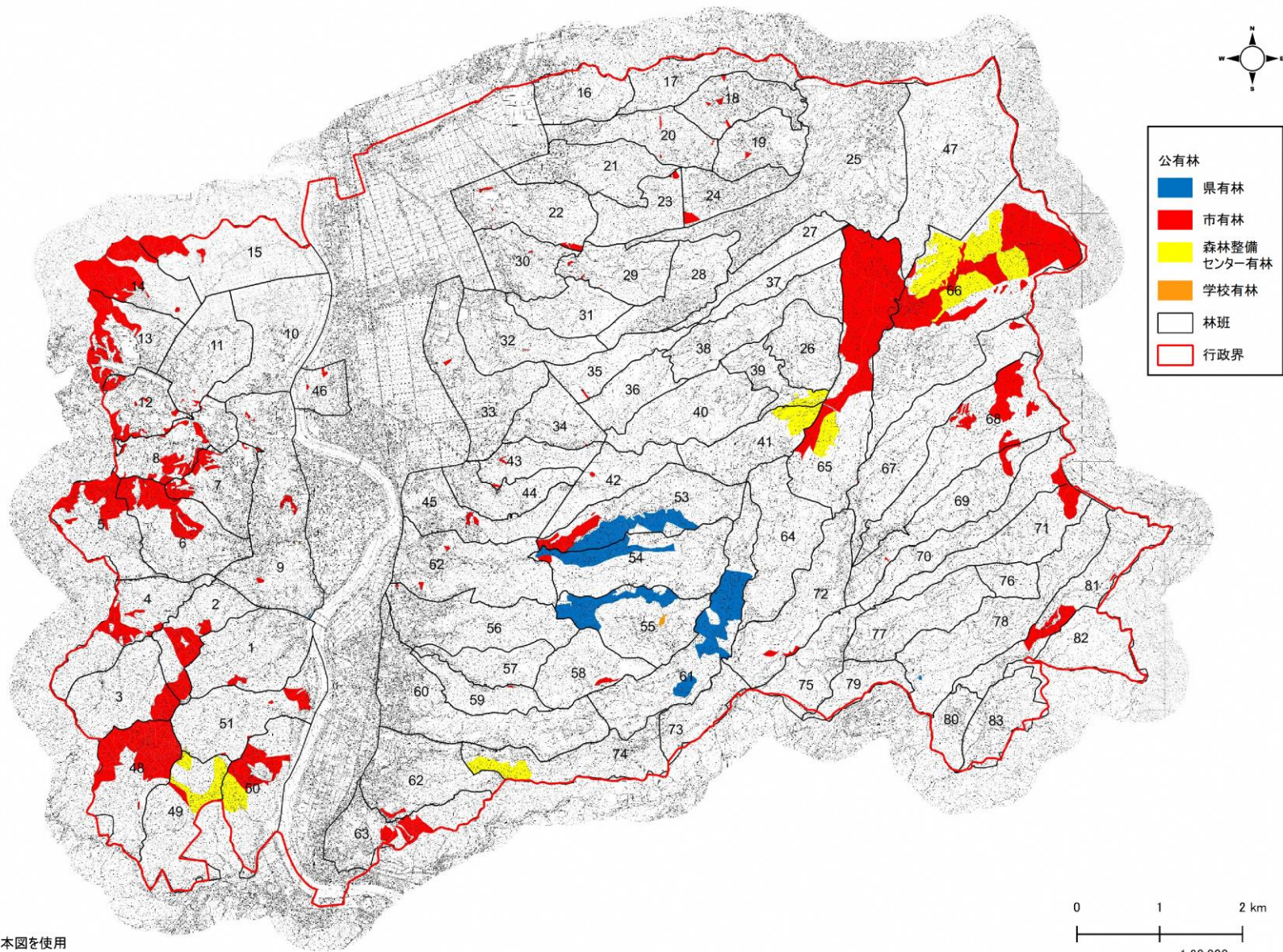
1.2. 民有林の所有形態

民有林のうち、県有林や市有林などの公有林面積は 840.00ha（民有林の約 17%）であり、私有林は 4,172.48ha（民有林の約 83%）です。民有林のうち、個人で所有する森林は 2,085.91ha で約 42%を占め、次いで会社有林が 745.71ha で約 15%、記名共有林が 649.82ha で約 13%となります。

民有林面積（所有形態別）

所有形態		面積 (ha)	割合
公有林	県有林	114.28	2%
	市有林	587.39	12%
	森林整備センター有林*	137.54	3%
	学校有林	0.79	0%
	計	840.00	17%
私有林	財産区有林	17.12	0%
	会社有林	745.71	15%
	その他組合有林（農協等）	14.20	0%
	寺有林	116.99	2%
	神社有林	33.37	1%
	その他の宗教団体有林	40.73	1%
	その他の団体有林（財団等）	12.97	0%
	慣行共有林（区等）	442.01	9%
	記名共有林（複数の共有者）	649.82	13%
	その他の共有林（会社共有）	13.65	0%
	個人有林	2,085.91	42%
計	4,172.48	83%	
計	5,012.48	100%	

※ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターと市町村との分収造林地

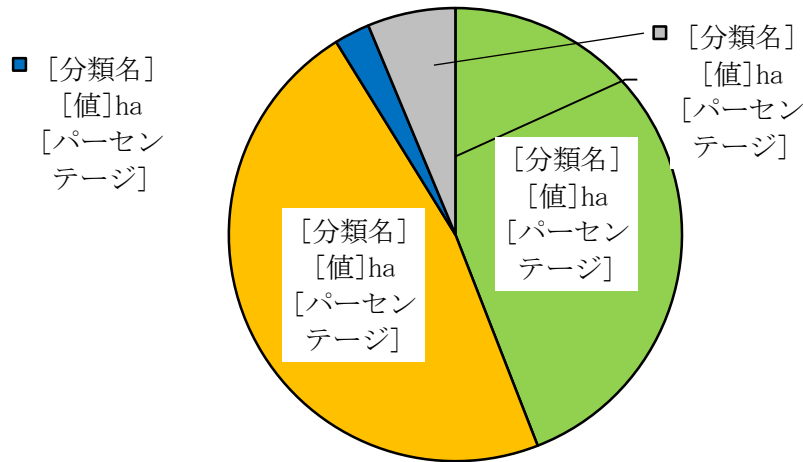


背景に森林基本図を使用

1.3. 私有林の資源状況

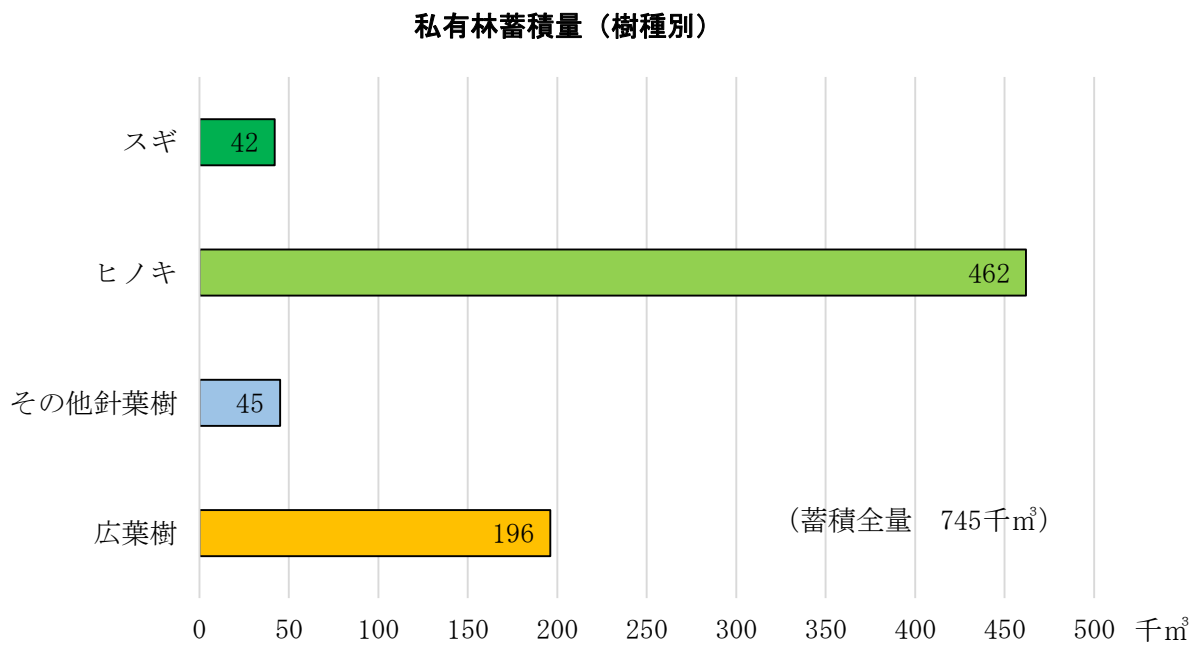
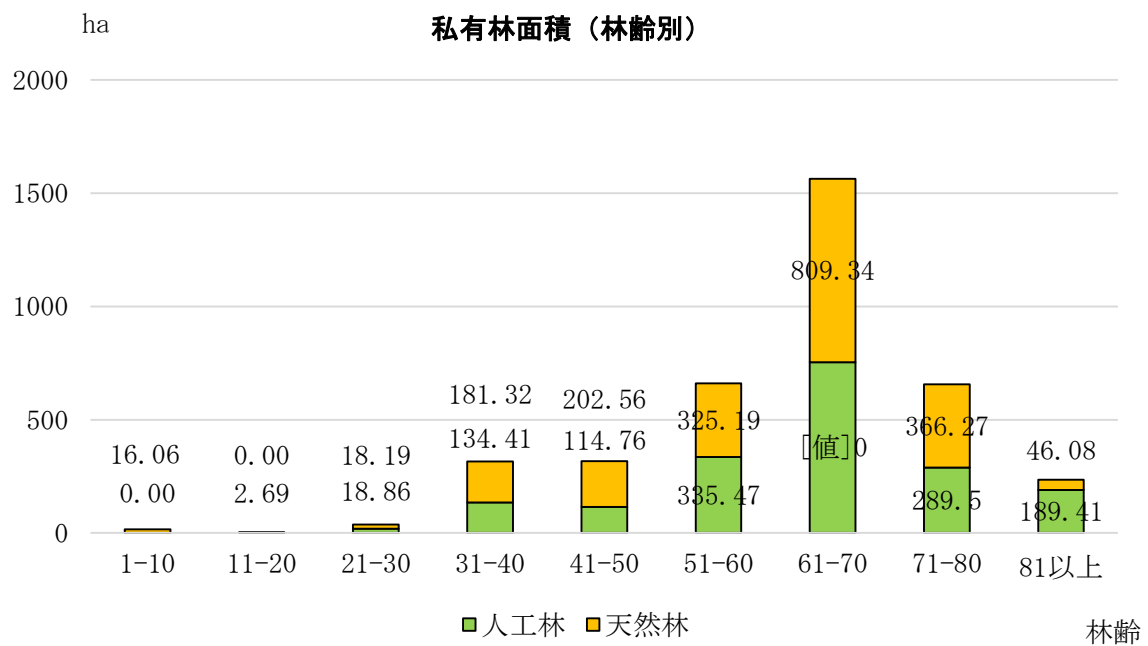
私有林（民有林から公有林を除いた森林）の面積は 4,172.48ha で、そのうち人工林面積は 1,839.40ha（人工林率約 44%）です。樹種別では、その他広葉樹が 1,596.08ha と私有林の約 38%を占め、次いでヒノキが 1,592.31ha と同じく私有林の約 38%を占めます。また、人工林の約 90%にあたる 1,683.44ha は林齢 41 年生以上となっており、資源として成熟した森林が多いことが分かります。

私有林面積（林種別）



私有林面積（樹種別）

針葉樹		広葉樹		竹		その他土地	
樹種名	面積(ha)	樹種名	面積(ha)	樹種名	面積(ha)	樹種名	面積(ha)
スギ	103.42	クヌギ	335.40	モウソウ	82.05	原野	209.75
ヒノキ	1,592.31	コナラ	7.28	マダケ	23.10	崩壊地	1.72
クロマツ	126.16	その他広	1,596.08	メダケ	0.54	除地	4.54
アカマツ	42.38			ハチク	0.20	伐採跡地	36.89
モミ	1.09			ササ	0.09	岩石地	3.78
その他針	0.07					更新困難地	5.41
						なし	0.22
計	1,865.43	計	1,938.76	計	105.98	計	262.31



1.4. 私有林の所有形態

私有林の約 50%は個人有林で、次いで会社有林が約 18%、慣行共有林（区有林等）が約 11%を占めます。また、保有林の面積規模としては、1 ha 未満の小規模な森林所有者が約 66%を占めます。

私有林所有者のうち約 70%は在村の所有者（伊豆の国市内在住の所有者）です。ただし、森林簿の在村区分コードによるものであり、現状と乖離している可能性も考えられます。

保有林面積規模（所有形態別）

保有林面積 (ha)	保有林面積規模					計	割合
	0.1 未満	0.1 以上 0.5 未満	0.5 以上 1 未満	1 以上 5 未満	5 以上		
所有形態							
個人有林	160.40	1,115.05	413.05	349.83	47.58	2,085.91	50%
財産区有林	0.62	6.57	4.92	5.01	0.00	17.12	0%
会社有林	33.76	201.92	110.10	207.51	192.42	745.71	18%
その他組合有林	0.24	2.29	1.30	2.09	8.28	14.20	0%
寺有林	4.12	37.60	36.63	32.22	6.42	116.99	3%
神社有林	1.97	10.75	9.76	10.89	0.00	33.37	1%
その他の宗教団体有林	0.00	1.23	2.51	24.23	12.76	40.73	1%
その他の団体有林	0.56	3.68	2.72	6.01	0.00	12.97	0%
慣行共有林	7.62	91.91	94.95	180.83	66.70	442.01	11%
記名共有林	21.09	210.06	161.90	239.60	0.00	649.82	16%
その他の共有林	0.28	4.82	3.54	5.01	17.17	13.65	0%
計 (ha)	230.66	1,685.88	841.38	1,063.23	351.33	4,172.48	
割合	6%	40%	20%	25%	8%		100%

在村状況及び面積（所有形態別）

	在村	不在村		計 (ha)
		県内在住	県外在住	
個人有林	1,613.83	212.15	259.93	2,085.91
財産区有林	11.82	5.30	0.00	17.12
会社有林	148.68	153.09	443.94	745.71
その他組合有林	8.93	0.15	5.12	14.20
寺有林	113.96	3.03	0.00	116.99
神社有林	32.34	0.81	0.22	33.37
その他の宗教団体有林	0.17	40.56	0.00	40.73
その他の団体有林	4.29	7.11	1.57	12.97
慣行共有林	442.01	0.00	0.00	442.01
記名共有林	545.60	26.48	77.74	649.82
その他の共有林	3.14	6.45	4.06	13.65
計 (ha)	2,924.77	455.13	792.58	4,172.48
割合	70%	11%	19%	100%

※1 「所有者不明」及び「大規模所有者（県外在住）」は該当なし

※2 「大規模所有者（県内在住）」は「不在村（県内在住）」に統合

1.5. その他の森林の状況

(1) 保安林

保安林とは、水源の涵養、土砂災害の防備、生活環境の保全等の機能を維持するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林に指定されると、立木の伐採等の制限が生じます。

保安林の指定面積は587.07ha（うち公有林が249.28ha、私有林が337.79ha）です。保安林種では、水源かん養保安林が、252.83haで全体の約43%を占めています。下記に表示のない保安林（飛砂防備、防風保安林等）は本市においては指定がありません。

名称	面積 (ha)	うち公有林面積(ha)	うち私有林面積(ha)
水源かん養保安林	252.83	178.97	73.86
流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水を緩和したり、各種用水を確保します。			
土砂流出防備保安林	106.16	21.95	84.21
下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止します。			
土砂崩壊防備保安林	0.13	0.00	0.13
崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止します。			
干害防備保安林	227.95	48.36	179.59
洪水を緩和し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護します。			

出典：林野庁「保安林の種類別の指定目的」

(2) 国立公園

国立公園とは、環境大臣が自然公園法に基づき指定し、国が直接管理する自然公園で、自然を保護するために開発等の規制を設けています。

熱海市・伊東市境及び沼津市境の一部森林は、国立公園第3種特別地域に指定されており、面積は333.67ha（うち公有林が94.65ha、私有林が239.02ha）です。

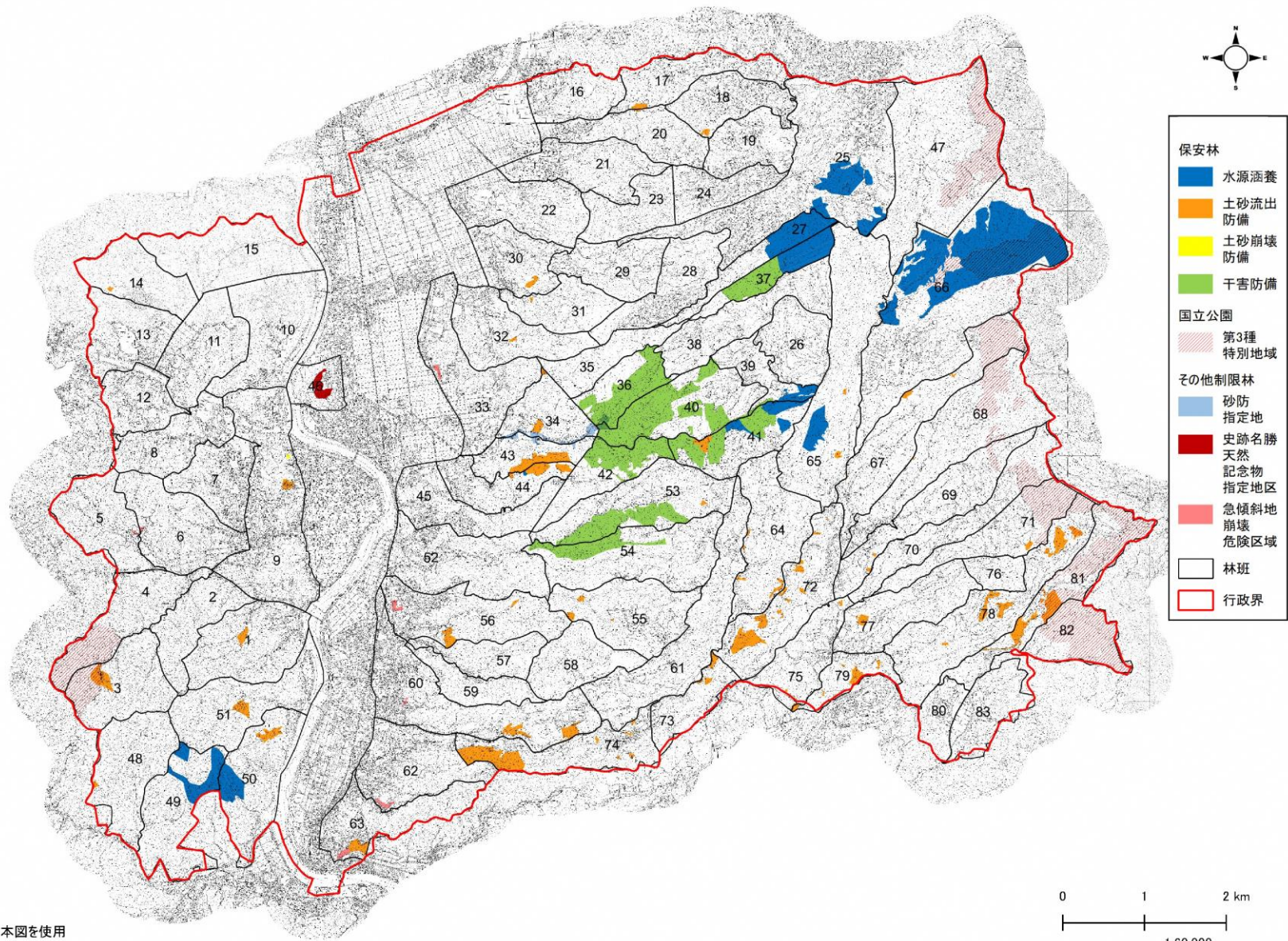
名称	面積 (ha)	うち公有林面積 (ha)	うち私有林面積 (ha)
国立公園第3種特別地域	333.67	94.65	239.02
第3種特別地域は、特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域です。			

出典：環境省「日本の国立公園 歴史と制度」

(3) その他制限林

保安林、自然公園以外に立木の伐採等の制限のある森林面積は16.62ha（うち公有林1.09ha、私有林15.53ha）です。

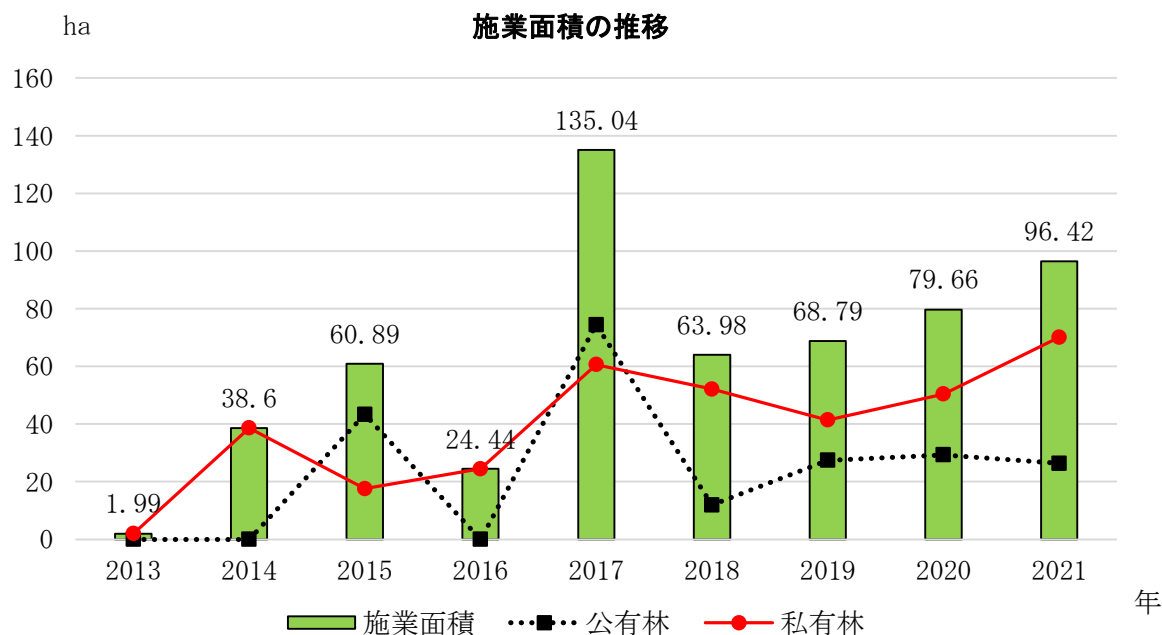
名称	面積 (ha)	うち公有林面積 (ha)	うち私有林面積 (ha)
砂防指定地	7.72	0.05	7.67
砂防法に基づき、国土交通大臣が指定します。			
史跡名勝天然記念物指定地区	4.15	0.00	4.15
文化財保護法に基づき、文部科学大臣が指定します。			
急傾斜地崩壊危険区域	4.75	1.04	3.71
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定します。			



1.6. 森林施業の実績と計画

(1) 民有林の施業実績

2013年（平成25年）～2021年（令和3年）の9年間の施業面積は569.81ha（うち公有林は212.65ha、うち私有林は357.16ha）で、年度によって施業面積に大きな差が見られます。



年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
施業済面積 (ha)	1.99	38.60	60.89	24.44	135.04	63.98	68.79	79.66	96.42
うち公有林	0.00	0.00	43.34	0.00	74.42	11.90	27.38	29.29	26.32
うち私有林	1.99	38.60	17.55	24.44	60.62	52.08	41.41	50.37	70.10

施業済森林面積（事業別）

年度	施業済計 公有林 私有林	事業							伐採届	計 (ha)
		森林 経営 計画	治山 事業	森の力 再生 事業	造林					
					県単独 事業※ ¹	直接 支援※ ²	非公共 ※ ³	美しい 森林※ ⁴		
2013	計			1.99						1.99
	公私			1.99						1.99
2014	計			2.93	12.18	23.49				38.60
	公私			2.93	12.18	23.49				38.60
2015	計			3.33	46.85	10.09		0.62		60.89
	公私			3.33	43.34	10.09		0.62		43.34
2016	計	3.43				19.19			1.82	24.44
	公私	3.43				19.19			1.82	24.44
2017	計	43.05	58.57	7.95		18.04			7.43	135.04
	公私	15.85	58.57	7.95		18.04			7.43	74.42
2018	計	17.69		35.68			5.55		5.06	63.98
	公私	6.87		35.68			5.03		5.06	11.90
2019	計	19.68		49.11						68.79
	公私	19.68		7.70						27.38
2020	計	10.31		50.58	3.16	5.43	6.64		3.54	79.66
	公私	10.31		13.11	3.16	5.43	6.64		0.44	29.29
2021	計			44.02		52.40				96.42
	公私			44.02		26.32				26.32
計 (ha)	計	94.16	58.57	195.59	62.19	128.64	12.19	0.62	17.85	569.81
	公私	52.71	58.57	20.81	43.34	31.75	5.03		0.44	212.65
		41.45		174.78	18.85	96.89	7.16	0.62	17.41	357.16

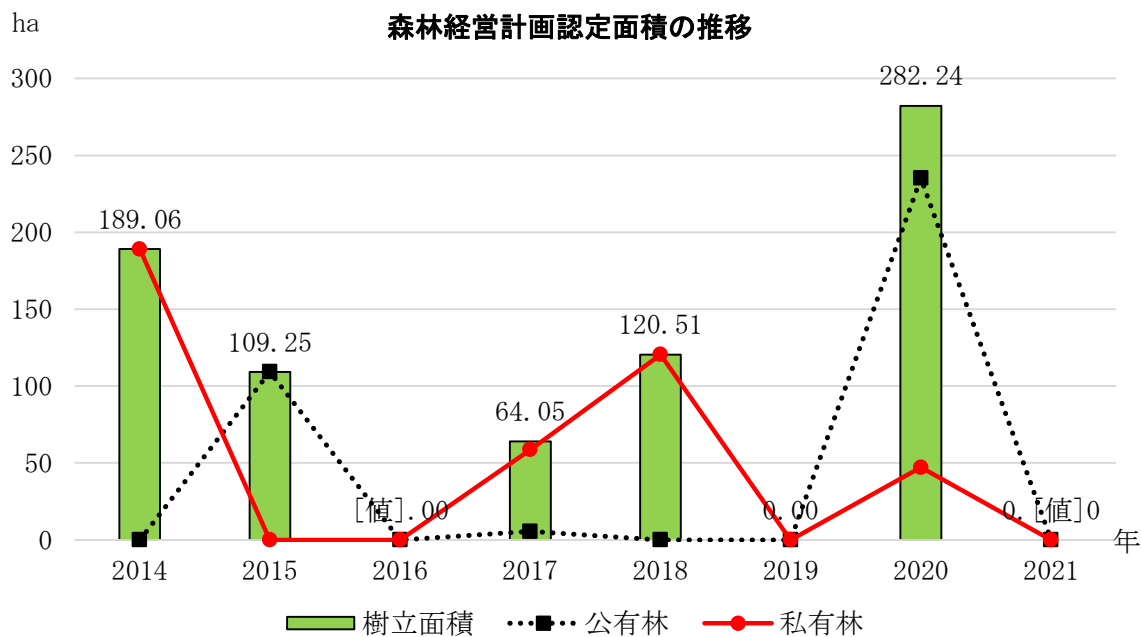
（令和5年度森林簿の実績による）

- ※1 県単独事業…静岡県単独事業（しずおか林業再生プロジェクト推進事業等）
- ※2 直接支援…森林環境保全直接支援事業
- ※3 非公共…非公共事業（合板・製材生産性強化対策事業（TPP）等）
- ※4 美しい森林…美しい森林づくり基盤整備事業

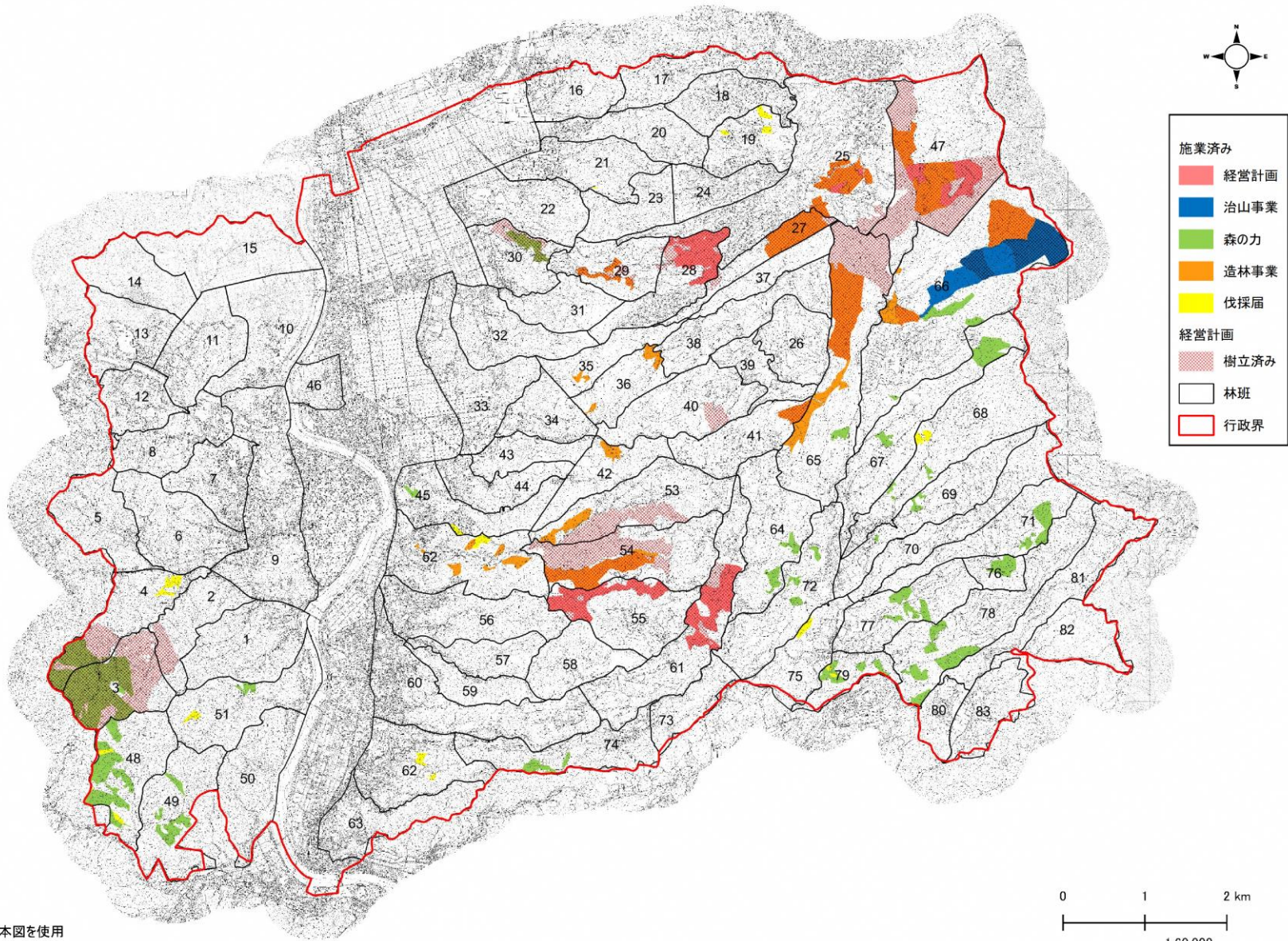
(2) 森林経営計画認定実績

森林経営計画とは、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象に、5年を1期として立てる計画のことです。

2014年（平成26年）～2021年（令和3年）の森林経営計画の認定面積は累計765.11ha、計画更新による重複面積を除くと655.86haです。うち公有林が240.60ha、私有林が415.26haです。私有林面積に対する認定率は約13%で、うち私有林面積に対する認定率は約10%です。



年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
樹立面積 (ha)	189.06	109.25	0.00	64.05	120.51	0.00	282.24	0.00
うち公有林	0.00	109.25	0.00	5.43	0.00	0.00	235.17	0.00
うち私有林	189.06	0.00	0.00	58.62	120.51	0.00	47.07	0.00



1.7. 路網の整備状況

本市には林道が 11 路線あり、「令和 4 年度静岡県森林・林業統計要覧」によると、林道延長は約 19,866m、路網密度は 23.3m/ha です。

林道

	一体整備相当区域	路線名	始点	～	終点
1	西部	長瀬線	長瀬字本洞 422-1	～	長瀬字本洞 422-1
2		城山線	神島字日向山 1675	～	神島字後山 1546-1
3	東部 1	北奈古谷線	奈古谷字駒出口 1883-1	～	奈古谷字石橋 2206-67
4		南奈古谷線	奈古谷字大日石 2174-3	～	奈古谷字笹原 2204-109
5		中線	中字空沢 1608 -1	～	中字小杉原 1617 -1
6		小杉原線	中字下八丁 1607-3	～	中字小杉原 1617-1
7		高原線	中字下八丁 1607-36	～	中字上八丁 1611
8		皆沢線	中字芋畑 1619-1	～	中字芋畑 1619-8
9	東部 2	日影線	浮橋字原 503	～	浮橋字上追立 1415-213
10		滝ノ沢線	田原野字藤原 534-3	～	田原野字大段 557-1
11		板橋線	長者原字板橋 1241-173	～	長者原字板橋 1241-59

出典：静岡県森林情報共有システム

林道概要

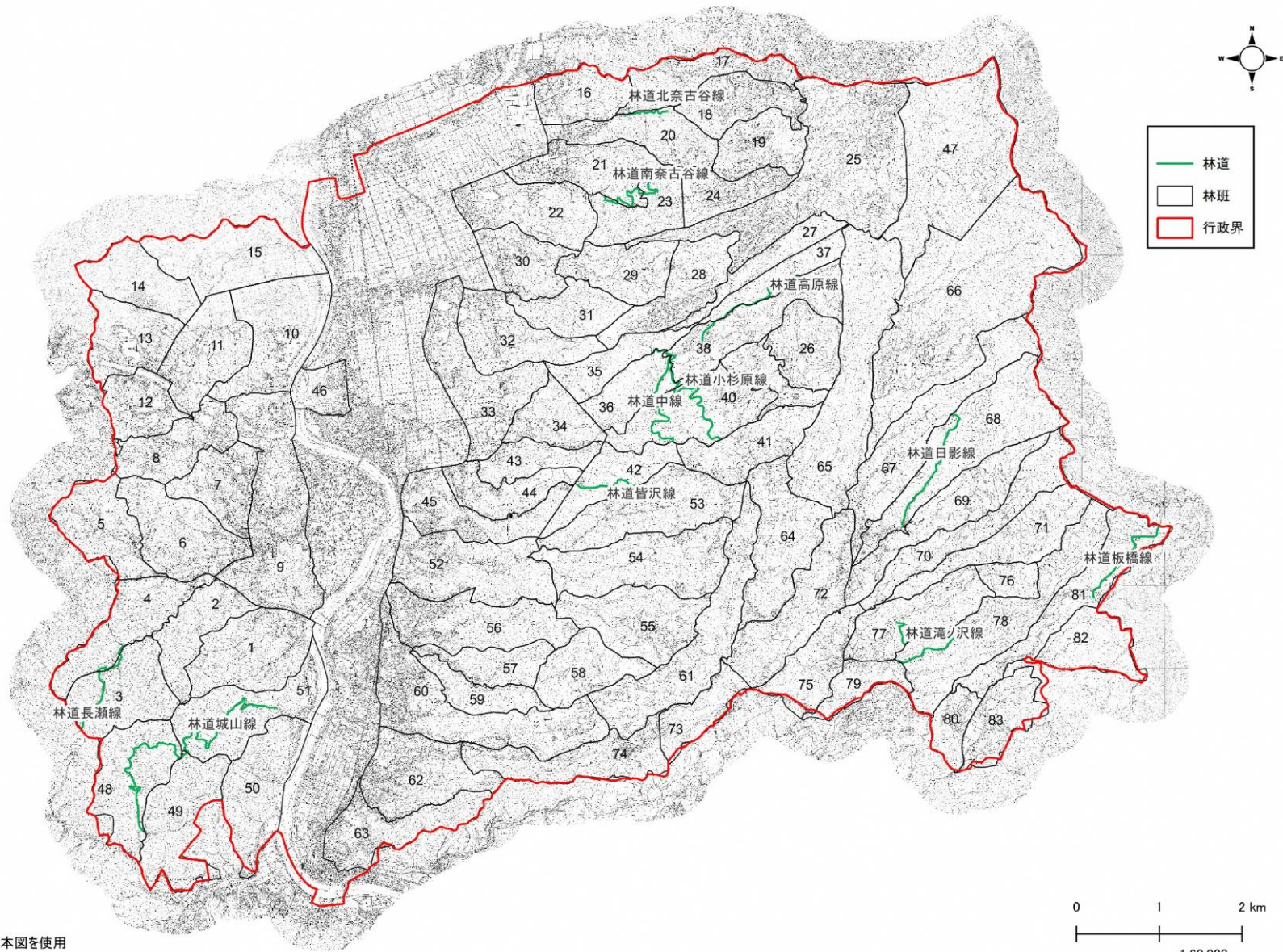
道路幅員別林道延長（自動車道）（m）				
1 車線		2 車線		計
3 級	2 級	1 級		
2.8・3.0m	3.6・4.0m	5.0m	5.5m～	
6,813	13,053	0	0	19,866

公道延長 (m)	林内道路延長 (m)	私有林面積 (ha)※ ¹	林内道路密度 (m/ha)※ ²
96,876	116,742	5,012.48	23.3

出典：令和 4 年度静岡県森林・林業統計要覧

※¹ 私有林面積は、令和 5 年度森林簿より算出

※² 林内道路密度は、私有林面積を林内道路延長で除して算出



背景に森林基本図を使用

第2章 林業経営の状況

2.1. 統計情報に基づく林業経営の状況

農林水産省が、農林業を営んでいるすべての農家、林家を対象に、5年ごとに農林業の現状を調査する「農林業センサス」（「2020 農林業センサス」、令和2年2月1日現在）によると、本市の林業経営状況は以下のとおりです。

林業経営体数

個人経営	団体経営		計
		法人経営	
5	6	3	11

保有山林面積

	経営体数	面積 (ha)
所有山林	10	454
借入山林	1	247
計	11	701

保有山林面積規模別経営体数

保有面積 (ha)	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500
経営体数	1	1	3	3	1	-	2

過去1年間に林産物の販売を行った経営体数

販売なし	販売あり
9	2

世帯員、役員・構成員（山林の共同所有者）（経営主を含む）の状況

実経営体数		人数	
	林業に 60 日以上従事		林業に 60 日以上従事
11	4	92	24

雇用者の状況

	経営体数	人数	延べ日数
常雇い	-	-	-
臨時雇い	1	20	20
計	1	20	20

素材生産を行った経営体数と素材生産量

素材生産	経営体数	素材生産量
保有山林	1	-（表示なし）
受託もしくは立木買い	1	-（表示なし）
計	2	-（表示なし）

※ 林業作業の受託を行った経営体はなし

2.2. 林業経営体の状況

市内に事業所をもつ林業経営体はありませんが、近隣市町には所在しており、中でも本市での整備に意欲的な事業者もあります。他市町に比べて担い手の確保が難しいことから、こうした積極的な事業者を中心に今後の整備面積やスケジュールを計画する必要があります。

(1) 法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者

市町村が経営管理実施配分計画（以下「配分計画」という。）を定める場合に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を指します。

都道府県が、法第36条第1項に基づき公募を行い、法第36条第2項に規定する要件※に適合すると判断された民間事業者を公表します。市町村は配分計画を定める場合には、この事業者の中から選定を行います。選定の有効期間は1年間です。

本計画作成時の令和5年度は、本市において、経営管理実施権の設定を受けることを下記の4事業者が希望しています。

法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者

	名称	所在地
1	株式会社天城農林	伊豆市下船原 580-1
2	スルガフォレスト株式会社	駿東郡長泉町上長窪 330-2
3	静東森林経営協同組合	駿東郡小山町上野 1099-1
4	田方森林組合	伊豆市八幡 761-1

(令和5年10月1日公表)

※ 法36条第2項に規定する要件

1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
2. 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。

(2) 育成経営体

林業経営の集積・集約化の受け皿となり得る経営体へと育成を図る林業経営体を指します。

都道府県が「素材生産量の増加目標」や「適切な生産管理が行われているかどうか」等様々な基準を定めて選定を行います。有効期間は3年～5年です。

なお、「法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者」については、「育成経営体」に選定されたものとして扱います。

本計画作成時の令和5年度は、東部農林事務所管内では下記のとおり15事業者が選定されました。

育成経営体

登録番号	名称	所在地
東部1	スルガフォレスト株式会社	駿東郡長泉町上長窪 330-2
東部2	田方森林組合	伊豆市八幡 761-1
東部3	株式会社森嶋林業	伊豆市下船原 19
東部4	株式会社天城農林	伊豆市下船原 580-1
東部5	合同会社小林林業	伊豆市青羽根 306
東部6	特定非営利活動法人地域活力創造センター	御殿場市萩原 1164-17
東部7	株式会社北田木材	駿東郡小山町竹之下 1019-2
東部8	静東森林経営協同組合	駿東郡小山町上野 1099-1
東部9	有限会社小寺製材所	御殿場市深沢 1766-21
東部10	高島林産株式会社	伊豆市土肥 996-1
東部11	株式会社森ラボ	三島市大宮町 3-18-2 正計ビル
東部12	特定非営利活動法人小山緑志会	駿東郡小山町須走 32-18
東部13	カートランス・アクト有限会社	横浜市港北区新吉田東 5-55-1-206
東部14	株式会社マルエ	駿東郡小山町一色 103-1
東部15	株式会社横山林業	裾野市須山 2299

(令和5年12月6日現在、東部農林事務所管内のみ)

第2部 森林経営管理制度の活用

第1章 森林経営管理制度の活用方針

1.1. 方針概要

(1) 森林・林業を取り巻く課題

第1部で分析した本市の森林・林業の概況から、以下のとおり本市の抱える課題を整理しました。課題の一部は本市のみならず、全国的にも抱える課題であると捉えます。

さらに、森林簿等の分析から見えてくる課題に加え、従来から山間部地域の課題、又は市民の要望としても、以下の点を挙げるすることができます。

本市の森林・林業の現状

① 伐期齢に達した人工林が多い	資源として成熟している一方で、伐期齢を迎えた森林が手付かずの状況にあります。
② 森林の小規模な所有形態が多い	民間事業者にとって森林所有者の探索等の作業が多く、整備の困難性が高いと考えられます。
③ 整備実績にばらつきがある	森林の総量に対して整備が追い付かず、既存の補助事業だけでは補いきれていない状況です。
④ 林業の担い手不足	年間の整備量が限られおり、整備のハードルが高い地域の優先度が下がっている状況です。



【本市における森林・林業の課題】

- ① 森林の公益的機能の低下
- ② 土砂災害等の災害発生の危険性増加
- ③ 整備が難しい森林の荒廃化
- ④ 避難施設等に通ずる山間部インフラ周辺の整備の遅れ

これらの課題解決・軽減のために、既存の森林所有者や林業経営体主体の補助事業を活用した森林整備に留まらず、制度を導入した適切な経営管理を進めることとします。

(2) 制度活用目的

制度を進めるにあたり、(1)で挙げた課題を踏まえ、以下のとおり目的を定めることとします。

【制度活用目的】

- ① 土砂災害等の災害予防のための森林の公益的機能の発揮・回復
- ② 水源涵養機能の増加
- ③ 公共施設、インフラ等周辺を優先した森林整備
- ④ 荒廃森林、放置竹林の解消
- ⑤ 計画的で面的にまとまった森林の整備による省力化や低コスト化の実現

制度を活用することにより、森林所有者自らで経営管理することが困難な森林を市が適切に管理することができるため、荒廃森林の解消及び公益的機能の発揮が期待できます。

また、竹林や治山の拠点として重要な保安林も対象森林に含め、制度を活用した森林整備を実施する場合、公共施設やインフラ周辺等の予防伐採の側面も踏まえることで、制度の効果を高めます。

適切な経営管理の実施にあたり、担い手が不足していることを鑑み、計画的な年間整備量や意向調査規模を検討します。

1.2. 市が経営管理の状況や意向を把握すべき対象森林の決定

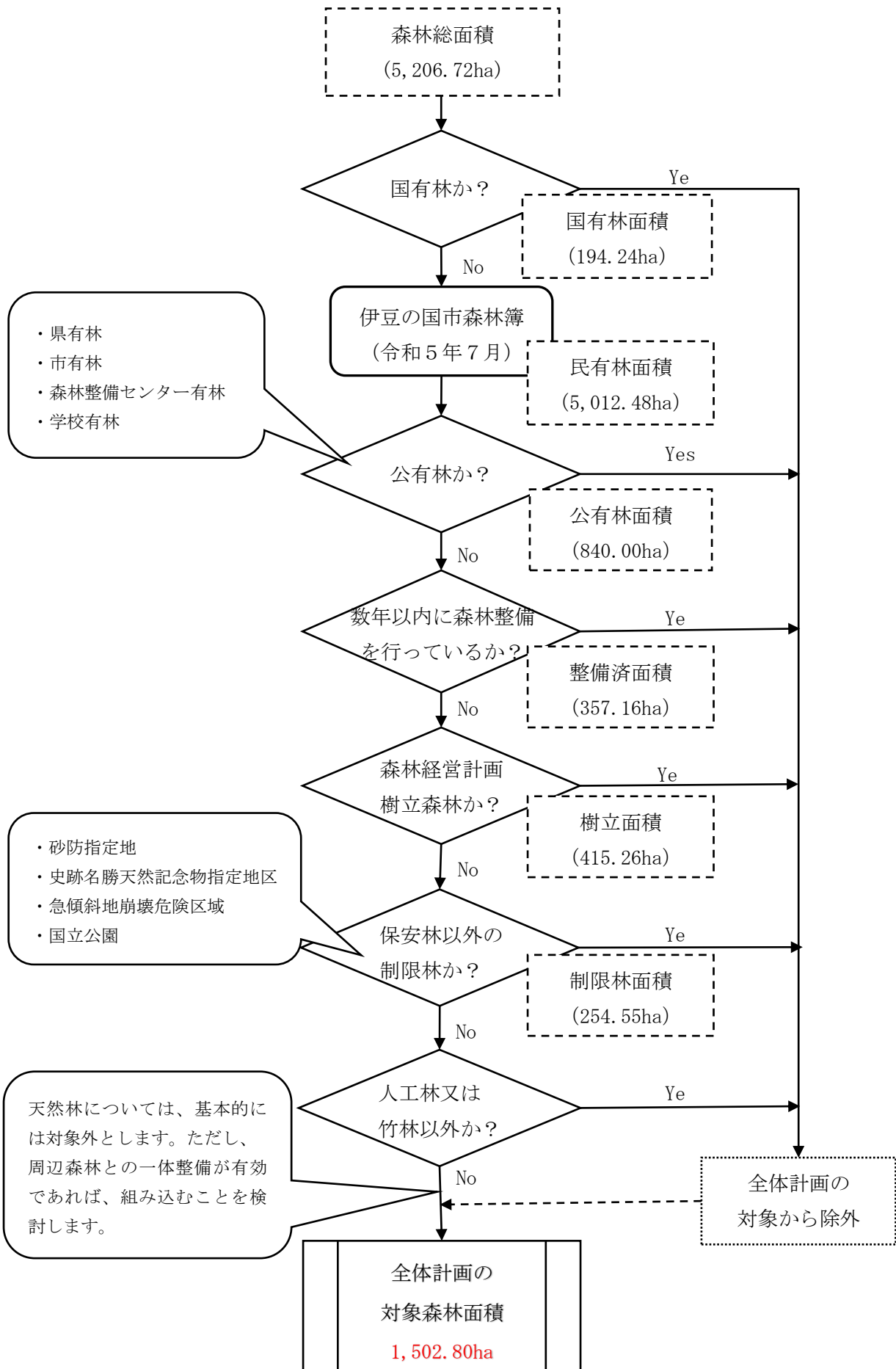
本市では、法の趣旨と1.1.で定めた目的を踏まえ、以下のとおり、経営管理の状況や意向を把握し、適切な管理を促進すべき対象森林として定めました。これら対象森林の現状を分析し、適切な経営管理が行われていないと考えられる森林については、実際の経営管理状況の把握や森林所有者の意向を調査し、必要に応じて森林整備を実施していきます。

ただし、除外地として定めた天然林等も、周辺森林との一体的な整備が有効と判断される場合は、対象地とし組み込むこととします。

対象森林・除外地

対象森林	人工林	定期的な手入れが必要とされています。
	竹林	荒廃森林の一因となっており、整備の要望も高い林種です。
	保安林	水源涵養、土砂流出防備等の森林の公益的機能の発揮において、特に重要な森林として指定を受けた箇所です。
除外地	天然林	健全な育成のために伐採等を行う必要性が低いとされています。
	公有林	すでに公的に適切な管理が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有林 ・ 市有林 ・ 学校有林 ・ 森林整備センター有林
	10年以内の施業地	すでに適切な管理が行われており、整備の緊急性がありません。
	森林経営計画樹立地 今後の施業予定地	今後、適切な管理を実施していく予定があります。
	保安林以外の制限林	伐採等の施業に一定の制限があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防指定地 ・ 史跡名勝天然記念物指定地区 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 国立公園

※ 森林簿の分析結果による



1.3. 森林経営管理制度を進めるにあたっての基本事項

1.2.の対象森林の設定を踏まえ、本市での制度の運用では、原則として、以下の基本事項を定めることとします。ただし、経営管理権集積計画を作成する際は、森林所有者と十分に協議し、計画内容を検討することとします。

基本事項

対象森林の中でも優先度の高い森林	<p>《自然条件に照らして林業経営に適さない森林》 民間事業者が採算性等を考慮して担うことが難しい森林のため、本制度を活用した経営管理を優先します。傾斜や林道からの距離等の地理的条件、面積規模や資源の生育状況等から判断します。</p> <p>《防災上の危険性・重要性の高い森林》 森林の手入れが滞ることで防災上の危険性が高まる、又は防災上の重要性が高く水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が望まれる森林を優先します。</p>
経営管理権の存続期間	<p>《3～6年間》 法第3条では森林所有者による森林の適切な管理が責務として定められています。これを踏まえ、市は適切な管理の一端を担うものとし、整備後は速やかに森林所有者へ経営管理権を戻すこととします。</p>
経営管理の方向性	<p>《市森林経営管理事業として実施》 林業経営に適さない森林を優先的に経営管理することにより、林業経営者への再委託の可能性が低いと想定されるため、市による経営管理を実施します。</p>
市森林経営管理事業の内容	<p>《存続期間中に間伐による整備を1回以上実施》 手入れが不足している森林から優先的に経営管理するため、不足している間伐作業を実施します。また、地理的条件が厳しく、採算性の低い森林を優先的に整備するため、基本的には切り捨て間伐を想定します。</p> <p>竹林の場合は、存続期間内に皆伐を1回実施することとします。</p> <p>そのほかに、枯損木等の除伐、倒木処理等の作業は、状況によって実施を検討します。</p>

第2章 エリア別の対象森林

2.1. エリア分けの考え方及びエリア分け

制度を効率的に進めるため、市内の森林をエリア分けし、実施の優先順位を定量評価によって定めます。

エリアは、整備計画に定められた一体整備相当区域の3つの区域を、それぞれ2分割し、計6区域に設定しました。

一体整備相当区域

一体整備相当 区域名	林 班	区域面積 (ha)
西部	1～15、48～51	1,082.54
東部1	16～47	1,710.26
東部2	52～83	2,175.30



全体計画 分析区域

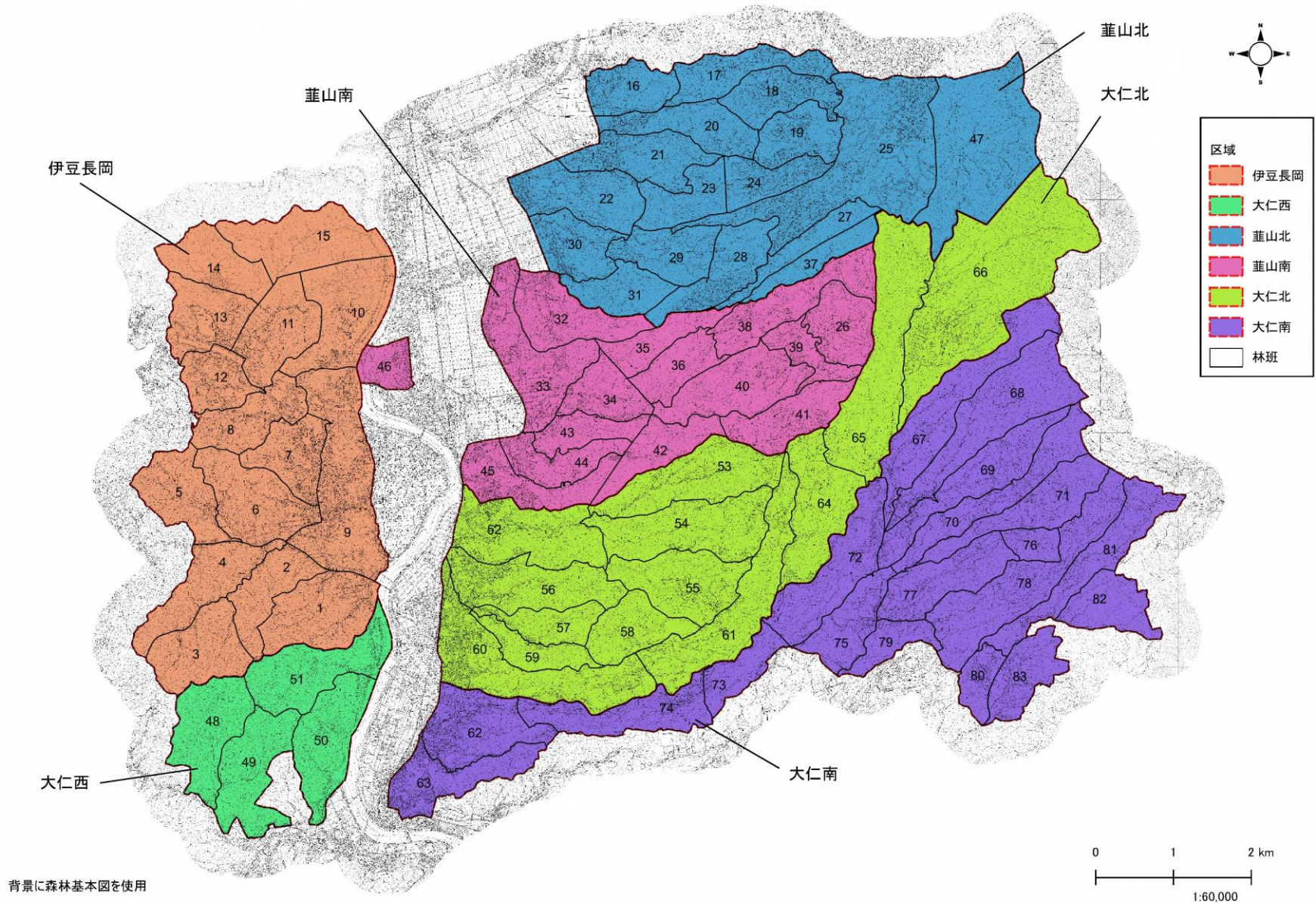
区域名		林 班	区域面積 (ha)	制度対象 森林面積 (ha)
西部	伊豆長岡	1～15	756.34	122.77
	大仁西	48～51	358.93	100.87
東部1	韮山北	16～25、27～31、37、47	955.74	364.62
	韮山南	26、32～36、38～46	764.90	349.25
東部2	大仁北	52～61、64～66	1,187.19	288.67
	大仁南	62～63、67～83	989.38	286.92

西部 …一体整備相当区域の林班の区切りを適用

東部1 …伊豆エメラルドタウンや富士見ニュータウンを境に2つの区域に分割※

東部2 …深沢川の右岸・左岸で2つの区域に分割※

※ それぞれの区域内での面積配分が均等になるように調整



2.2. エリア別の森林資源の状況

(1) エリア別の森林資源規模

エリア別の森林資源規模

一体整備相当区域		西部		東部 1		東部 2		計
区域		伊豆 長岡	大仁西	韮山北	韮山南	大仁北	大仁南	
民有林全体		756.34	358.93	955.74	764.90	1,187.19	989.38	5,012.48
公有林		206.13	110.87	7.62	23.80	411.29	80.29	840.00
私有林	筆数(筆)	916	369	2,348	1,430	1,491	1,495	8,049
	所有者(人)	485	158	540	554	682	543	2,836
	面積	550.21	248.06	948.12	741.10	775.90	909.09	4,172.48
評価対象林	人工林	185.77	120.52	494.17	350.10	288.53	400.31	1,839.40
	竹林	20.56	7.20	7.62	17.45	35.72	17.43	105.98
	保安林	7.48	5.88	94.07	179.44	12.17	38.75	337.79
評価除外林	天然林	334.94	110.65	298.48	344.47	420.77	455.70	1,965.01
	その他土地	8.94	9.69	147.85	29.08	30.88	35.65	262.09
	森林整備済	66.52	28.86	128.41	12.28	46.81	74.28	357.16
	経営計画樹立済	120.51	0.00	240.82	6.86	47.07	0.00	415.26
	国立公園	48.28	0.00	48.73	0.00	0.00	142.01	239.02
	その他制限林	0.39	0.00	0.00	12.77	1.35	1.02	15.53
	聴取結果	8.91	4.60	0.32	5.07	0.05	15.15	34.10
候補地	筆数(筆)	316	188	1,226	631	690	820	3,871
	所有者(人)	210	112	362	299	414	371	1,697
	面積	118.82	99.03	364.62	344.79	288.62	286.92	1,502.80

※1 算出根拠 伊豆の国市森林簿（令和5年7月現在）

※2 筆数 森林簿上の筆数の累計。代表地番以外の地目山林地番（包括地番）を除く。

※3 所有者 森林簿上の所有者（所有者CD）の累計。代表者以外の共有者は未計上。

※4 聴取結果 林業経営体及び東部農林事務所への聴取の結果、森林簿に記載のある施業済みの森林以外に森林整備を実施した森林及び今後施業予定の森林の面積。

(2) エリア別の森林資源の概況

伊豆長岡	<p>旧伊豆長岡町にあたるこの区域は、中心を伊豆中央道が通り、市街地に隣接した天然林が多い地域です。人工林率は6区域中で最も低く約34%です。しかし、大仁西区域と隣接した3林班では、まとまった人工林が生育していることにより森林経営計画が樹立され、森の力再生事業による整備が実施されています。区域北西側の多くは市有林です。</p>
大仁西	<p>市のシンボルである葛城山及び城山を含む地域で、市有林などの公有林が多い地域です。人工林率は6区域中で2番目に高い約49%で、本市においては樹種割合の低いスギが最も多く生育している地域です。また、伊豆市境西側は森の力再生事業等による整備も行われています。</p>
韮山北	<p>人工林率は6区域中で最も高く約52%です。区域中央に点在する住宅地・別荘地（伊豆エメラルドタウン）に隣接した19～20、23～24林班には、まとまった人工林が生育していますが、施業履歴も少なく森林経営計画も樹立されていません。区域東側（伊豆スカイライン沿い）は国立公園に指定されており、区域南側については整備済み、又は森林経営計画樹立済森林が多くあります。</p>
韮山南	<p>世界文化遺産「韮山反射炉」や重要文化財「江川邸」などの歴史文化の拠点を含む地域で、区域西側の市街地に隣接した地域では天然林が多い一方、区域中央の36、40林班ではまとまった人工林が生育しており、その多くが干害防備保安林に指定されています。区域北側の多くは水源涵養保安林です。</p>
大仁北	<p>大字田中山を中心に県有林が多く、森林経営計画、森林環境保全直接支援事業及び静岡県単独の造林事業による整備も積極的に行われてきた地域です。大字田中山及び宗光寺、守木の一部では、小規模ではありますがまとまった人工林が生育しており、それ以外の地域では、人工林、天然林、竹林が混在して生育しています。</p>
大仁南	<p>伊東市へ抜ける伊東大仁線（県道19号）沿いから、伊豆スカイライン沿いの森林を含む地域です。人工林がまとまって生育している森林の多くは、国立公園、公有林、もしくはゴルフ場の残地森林であり、それ以外の人工林は、大仁北区域同様に、天然林や竹林が混在して生育しています。</p>

第3章 対象森林の優先順位評価

3.1. 優先順位の考え方

第1章1.2.で定めた対象森林について、下記の情報を基に、森林の最小単位である小班ごとに、二段階の定量評価を実施します。

評価内容と分析資料

評価・内容		
資料区分	分析資料	
一次	… 森林簿による森林基礎情報や地理的条件等を用いて、林業経営が成り立つ森林か評価	
森林関係	森林簿・森林計画図	
二次	… 森林簿に加え、伊豆の国市地域防災計画等の防災関係の資料を用いて、森林の公益的機能や防災上の危険性・重要性を評価	
森林関係	森林簿・森林計画図 伊豆の国市森林整備計画	
防災関係	伊豆の国市地域防災計画 伊豆の国市道路台帳 静岡県 GIS (静岡県交通基盤部砂防課) 国土数値情報(国土交通省)	避難所、福祉避難所、救護病院等 1級・2級市道 ・土砂災害警戒区域 ・山地災害危険地区 ・県道 指定避難場所、福祉施設、医療機関等

一次評価は、点数の低い森林を民間事業者による整備を推奨する森林、点数の高い森林を市による整備を推奨する森林とします。林業経営が成り立たず積極的な担い手のいない森林を優先するため、地理的条件や採算性等が厳しく経営に向かない森林を高評価としました。

二次評価は、点数の高い森林を市による整備を推奨する森林とします。森林の公益的機能の発揮が望まれる箇所や防災上の危険性・重要性の高い箇所を優先するため、防災情報を用いて危険・重要な箇所を加点します。

最終的に、一次評価と二次評価の合計点数が高い森林を市による整備を推奨する森林とします。

また、小班の一次、二次評価の結果は、面積規模による隔たりを防ぐため、以下の計算式を用いて林班及び区域に均します。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{(小班の点数} \times \text{小班の面積)} \text{の合計点}}{\text{林班又は区域の面積}}$$

(1) 一次評価配点表

一次評価 配点表

		←民間事業者による整備を推奨					市による整備を推奨→	
項目		0点	1点	2点	3点	4点	5点	
一次評価	基礎情報	対象森林面積	5ha 以上	0.9ha 以上 5ha 未満	0.5ha 以上 0.9ha 未満	0.2ha 以上 0.5ha 未満	0.1ha 以上 0.2ha 未満	0.1ha 未満
		林齢						
		スギ	40年生以上 64年生未満	11年生以上 40年生未満	64年生以上			
		ヒノキ	45年生以上 72年生未満	11年生以上 45年生未満	72年生以上			
		広葉樹	25年生以上 40年生未満	11年生以上 25年生未満	40年生以上			
	その他針	50年生以上 80年生未満	11年生以上 50年生未満	80年生以上				
	材積	200 m ³ 以上			100 m ³ 以上 200 m ³ 未満		100 m ³ 未満	
	地理的条件	道からの距離	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上 15m 未満	15m 以上		
		傾斜	15度未満	15度以上 25度未満	25度以上 30度未満	30度以上 35度未満	35度以上	
	所有形態		個人	個人以外 ※共有林、社有林 ほか				

※竹林については、林齢及び材積情報がないため、各項目の評価から除外する。

(2) 一次評価の概要

面積	<p>林業経営が成り立つ小班面積を5ha以上とし、小班ごとの面積規模の割合や小班面積の平均値等を鑑みて配点しました。補助金の採択条件である最低面積0.1ha未満となる小班は、林業経営を成り立たせることが難しいことから、制度を実施すべき森林として配点を高く設定しました。</p>																								
材積/ha	<p>haあたりの蓄積材積が200m³以上の小班を林業経営が成り立つ材積量とし、民間事業者による森林整備を推奨する森林としました。蓄積材積の平均値や中央値を鑑みて配点し、材積量が100m³未満の小班は民間事業者による単位当たりの整備が難しいことから、制度を実施すべき森林としました。ただし、竹林は森林簿上で材積データがないため除外します。</p>																								
林齢	<p>整備計画の伐期齢を基準に樹種ごとに設定しました。「通常伐期」と「伐期の延長」に分類されている施業種は、伐期の到達により林業の実施が望ましいため、民間事業者による森林整備を推奨する森林とし、「長伐期」に分類されている施業種は、基本的に放置された森林と仮定して配点を高く設定しました。</p> <p style="text-align: center;">表1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施業種</th> <th colspan="4">樹種（林齢）</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>その他針葉樹</th> <th>その他広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常伐期</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>伐期の延長</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>長伐期</td> <td>64</td> <td>72</td> <td>80</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 整備計画から抜粋</p>	施業種	樹種（林齢）				スギ	ヒノキ	その他針葉樹	その他広葉樹	通常伐期	40	45	50	25	伐期の延長	50	55	60	35	長伐期	64	72	80	40
施業種	樹種（林齢）																								
	スギ	ヒノキ	その他針葉樹	その他広葉樹																					
通常伐期	40	45	50	25																					
伐期の延長	50	55	60	35																					
長伐期	64	72	80	40																					
道からの距離	<p>森林整備の際に作業道などを開設することなく作業に取り組める距離にある小班は、作業が容易なため配点を低く設定しました。</p>																								
傾斜	<p>森林整備の際に、傾斜が緩いほど作業が容易となるため配点を低く設定しました。</p>																								
所有形態	<p>複数人で所有している小班は、整備の同意取得に時間を要するため配点を高く設定しました。また、個人であっても未相続等の理由により同意取得の時間を要することが想定されるため、0点とはせず、1点としました。</p>																								

(3) 二次評価配点表

二次評価 配点表

		市による整備を推奨→			
項目		0点	1点	2点	
二次評価	防災における重要性・緊急性	公益的機能（ゾーニング）			
		水源涵養	指定なし	指定あり	
		山地災害防止	指定なし	指定あり	
		土砂災害警戒区域			
		土石流	指定なし	警戒区域	特別警戒区域
		地すべり	指定なし	警戒区域	
		山地災害危険地区			
		山腹崩壊	指定なし	指定あり	
		地すべり	指定なし	指定あり	
		崩壊土砂流出	指定なし	指定あり	
		保安林	指定なし	指定あり	
		公共施設避難場所	なし	施設から半径 500m 以内	
		道路		1・2級市道から半径 20m 以内	国道・県道から半径 20m 以内

(4) 二次評価の概要

公益的機能	整備計画に基づき、ゾーニングの指定があれば1点加点します。「快適環境形成」、「保健文化」の機能については、防災と直結しない機能のため評価項目から除外します。
土砂災害警戒区域	土石流及び地すべりの警戒区域について、警戒区域指定の小班は1点、特別警戒区域指定の小班は2点加点します。なお、急傾斜地については、森林整備自体が難しいことが予想されるため、評価項目からは除外します。小班の一部分でも区域に指定されていれば加点します。
山地災害危険地区	区域の指定がある小班に1点加点します。土砂災害警戒区域同様、小班の一部分でも区域に指定されていれば加点します。
保安林	治山事業を活用して整備することも可能ですが、現状として施業が十分ではないため、制度において整備を優先することとし、加点対象としました。
公共施設・避難所	伊豆の国市地域防災計画で指定されている避難所、救護病院、福祉避難所、ヘリポート等の施設から半径500m以内に位置する森林を加点します。
道路	国道、県道及び1級・2級市道沿いの森林について、主要道路の安全性の確保の面から、樹高等を加味し、道路から半径20m以内に位置する森林を加点します。なお、1級・2級市道には含まれませんが、市街地から伊豆スカイライン韮山ICへ抜ける山間部の主要道路である「市道韮1115号」についても、1級市道と同等の扱いとします。

3.2. 事業者へのヒアリング

林業経営体と土木建設業者等に対して森林整備に関するアンケートを実施し、森林簿上で実施した評価の補正を行いました。

また、今後の整備スケジュールを検討するにあたり、林業経営体等の森林整備に対する現状と希望の把握を行いました。

(1) 林業経営体

《アンケート聴取対象》

法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者のうち、本市において経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（令和5年9月時点）を対象としました。

また、本市内において森林整備実績のある民間事業者等も含めました。

《設問内容》

設問1	自社雇用の作業員又は下請け業者による過去10年間の市内の立木伐採事業実績
設問2	自社が現在実施している事業等に加えて、市が発注する森林整備事業（間伐・切り捨て）へ対応することについて
設問3	竹林の伐採を委託された場合の対応について
設問4	森林経営管理制度で活用したい、又は期待している項目について

《回答結果》 回答事業者数 8/8事業者 ※重複回答あり

設問1 過去10年間の市内の立木伐採実績

実績なし	1 事業者
実績あり（間伐）	6 事業者
実績あり（森の力再生事業）	4 事業者

設問2 既存事業に加えての森林整備事業への対応可否

対応困難	0 事業者
数量に応じて対応可能	4 事業者
時期に応じて対応可能	8 事業者

→ 対応可能数量

5～15ha/年

設問3 竹林伐採への対応可否

対応可能	3 事業者
経費に見合う場合、対応可能	5 事業者
現在、対応不可	2 事業者
対応不可	0 事業者

設問4 森林経営管理制度で活用・期待したい項目

意向調査による所有者の意向／所有者情報の提供	5 事業者
現地調査による整備範囲の確定／整備の合意形成	6 事業者
森林整備事業の発注（補助対象外森林、竹林整備）	7 事業者

（その他）

上記設問内容のほか、過去10年間の整備実施箇所及び直近5年の整備予定箇所（小班）の聴取を行いました。整備実施・予定箇所については、3事業者より 228.86ha（うち森林簿に記載のある施業済み森林及び経営計画の樹立面積に含まれない面積は 14.35ha）の回答を得ました。

（2）土木建設業者

《アンケート聴取対象》

伊豆の国市入札参加資格認定業者一覧「建設工事」に記載されている事業者のうち、

- ・市内に主たる営業所がある
- ・工種が「土木一式」である

上記2点を満たす事業者（令和5年4月時点）を対象としました。

また、本市において森林整備実績のある造園業者も含めました。

《設問内容》

設問1	自社雇用の作業員による、過去10年間の市内の立木伐採事業実績
設問2	自社雇用の作業員のチェーンソーに係る特別教育の受講状況
設問3	スギ、ヒノキの間伐事業などに対する自社の考え
設問4	竹林の伐採を委託された場合の対応について

《回答結果》 回答事業者数 20/22 事業者 ※重複回答あり

設問1 過去10年間の市内の立木伐採実績

実績なし	4 事業者
実績あり（公共事業・支障木伐採）	14 事業者
実績あり（送電線関係）	4 事業者
実績あり（庭木・人家等）	13 事業者
実績あり（間伐）	4 事業者
実績あり（森の力再生事業）	1 事業者
実績あり（竹林）	11 事業者

設問2 チェーンソー特別教育の受講状況

受講者なし	6 事業者
受講予定あり	4 事業者
受講者あり（1名）	7 事業者
受講者あり（3名以上）	7 事業者

設問3 スギ、ヒノキの間伐事業に対する考え

市から間伐事業が発注されれば取り組みたい	10 事業者
市から支障木伐採が発注されれば取り組みたい	14 事業者
国・県の補助制度があれば、間伐事業に取り組みたい	8 事業者
県の補助制度があれば、竹林伐採に取り組みたい	9 事業者
既存業者の下請けで取り組みたい	0 事業者
国・県の補助制度について知りたい	3 事業者
市内で実施予定なし	3 事業者
取り組む予定なし	2 事業者

設問4 竹林伐採への対応可否

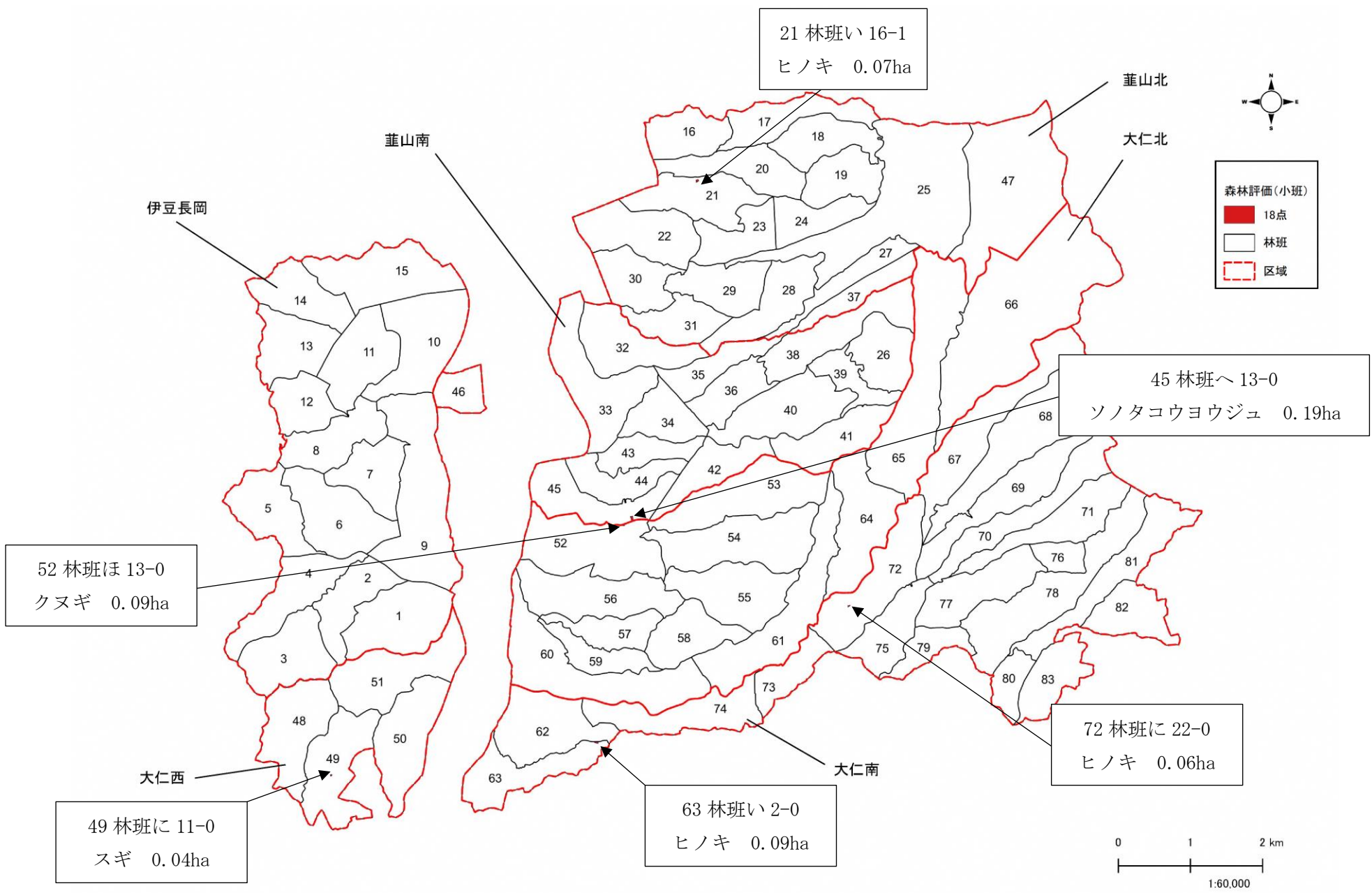
対応可能	7 事業者
経費に見合う場合、対応可能	13 事業者
現在、対応不可	4 事業者
対応不可	3 事業者

3.3. 小班の優先順位表

森林の一次・二次評価の結果、小班の点数は下表のとおり 18 点が最も高くなりました。市による整備が最も推奨される森林は6小班、0,54ha となりました。6小班の位置については、次頁に位置図を示し、小班全体の順位表は「森林評価順位表」として付録に取りまとめました。

点数別の小班数・面積

	点数	小班数	面積 (ha)
↑ 市による整備を推奨	18	6	0.54
	17	20	3.72
	16	83	14.37
	15	211	30.35
	14	394	55.71
	13	611	111.70
	12	861	168.19
	11	1,050	228.91
	10	932	237.27
	9	724	216.09
	8	471	205.22
	7	179	118.69
	6	80	86.33
	5	17	22.64
	4	2	3.07
計		5,641	1,502.80



3.4. 林班・エリアごとの優先順位表

(1) 林班の優先順位

林班ごとの対象森林面積は下表のとおりです。小班評価をそのまま林班に集約した場合、面積規模によって評価が左右されるため、3.1.で示した計算式を基に林班に均しました。林班の優先順位は次頁表のとおりとなり、最も優先して整備を行うべき林班は20林班となりました。

林班ごとの対象森林面積

林班	面積(ha)	林班	面積(ha)	林班	面積(ha)	林班	面積(ha)
1	10.92	26	8.46	51	45.72	76	8.13
2	12.75	27	13.62	52	36.47	77	15.79
3	0.00	28	5.03	53	29.86	78	13.46
4	4.67	29	8.36	54	11.87	79	10.99
5	13.35	30	8.49	55	16.65	80	8.30
6	20.63	31	28.58	56	38.94	81	9.00
7	7.31	32	30.31	57	13.63	82	7.33
8	8.46	33	10.24	58	18.18	83	21.99
9	7.82	34	13.33	59	15.93		
10	6.63	35	28.75	60	21.74		
11	14.42	36	35.46	61	17.44		
12	1.78	37	38.35	62	15.43		
13	4.53	38	35.22	63	17.57		
14	3.53	39	13.38	64	22.52		
15	2.02	40	57.21	65	12.84		
16	10.83	41	23.97	66	32.55		
17	17.29	42	33.61	67	19.19		
18	16.48	43	17.42	68	18.16		
19	38.86	44	15.98	69	20.09		
20	47.98	45	21.19	70	11.13		
21	30.51	46	0.26	71	10.06		
22	23.62	47	0.00	72	26.76		
23	51.73	48	8.06	73	13.56		
24	14.82	49	26.02	74	23.40		
25	10.07	50	19.23	75	16.58		

林班順位表

順位	区域	林班	得点	順位	区域	林班	得点	順位	区域	林班	得点
1	韮山北	20	0.3529	31	大仁北	61	0.1326	61	大仁南	80	0.0641
2	韮山南	40	0.3458	32	韮山南	43	0.1226	62	大仁南	79	0.0639
3	韮山北	23	0.3453	32	大仁南	62	0.1226	63	大仁南	71	0.0612
4	大仁西	51	0.3186	34	大仁南	69	0.1222	64	韮山北	30	0.0607
5	大仁北	56	0.3083	35	大仁北	57	0.1107	65	大仁南	81	0.0602
6	大仁北	52	0.2691	36	大仁南	67	0.1103	66	伊豆長岡	7	0.0571
7	韮山北	19	0.2621	37	伊豆長岡	11	0.1083	67	韮山北	29	0.0564
8	韮山南	36	0.2337	38	大仁南	75	0.1063	68	伊豆長岡	9	0.0557
9	韮山南	32	0.2302	39	大仁北	55	0.1058	69	大仁西	48	0.0548
10	韮山南	42	0.2271	40	韮山南	44	0.1035	70	韮山南	26	0.0526
11	韮山北	21	0.2212	41	大仁北	59	0.1033	71	伊豆長岡	10	0.0516
12	韮山北	31	0.2045	42	大仁南	73	0.1015	72	韮山北	25	0.0466
13	韮山南	35	0.2032	43	大仁南	78	0.0992	73	大仁南	76	0.0398
14	大仁南	74	0.1868	44	韮山北	17	0.0954	74	大仁南	82	0.0391
15	大仁南	72	0.1829	45	韮山北	18	0.0930	75	伊豆長岡	13	0.0363
16	韮山北	37	0.1823	46	大仁南	77	0.0884	76	伊豆長岡	4	0.0321
17	大仁北	53	0.1811	47	伊豆長岡	5	0.0881	77	韮山北	28	0.0282
18	大仁西	49	0.1671	48	大仁南	68	0.0862	78	伊豆長岡	14	0.0250
19	韮山南	38	0.1631	49	韮山南	34	0.0848	79	伊豆長岡	15	0.0154
20	伊豆長岡	6	0.1617	50	伊豆長岡	2	0.0846	80	伊豆長岡	12	0.0124
21	韮山北	22	0.1616	51	伊豆長岡	1	0.0842	81	韮山南	46	0.0014
22	大仁北	60	0.1583	52	韮山南	39	0.0780	82	伊豆長岡	3	0.0000
23	大仁北	66	0.1573	53	韮山北	16	0.0772	82	韮山北	47	0.0000
24	大仁南	83	0.1517	54	韮山南	33	0.0749				
25	韮山南	41	0.1467	55	大仁南	70	0.0745				
26	大仁南	63	0.1465	56	大仁北	65	0.0715				
26	大仁北	64	0.1465	57	韮山北	24	0.0706				
28	韮山南	45	0.1432	58	伊豆長岡	8	0.0697				
29	大仁西	50	0.1402	59	大仁北	54	0.0672				
30	大仁北	58	0.1385	60	韮山北	27	0.0657				

また、各区域ごとの林班の優先順位を整理したところ下表のとおりとなりました。位置については、次頁に位置図を示しました。

伊豆長岡

順位	林班	得点
1	6	0.1617
2	11	0.1083
3	5	0.0881

大仁西

順位	林班	得点
1	51	0.3186
2	49	0.1671
3	50	0.1402

韮山北

順位	林班	得点
1	20	0.3529
2	23	0.3453
3	19	0.2621

韮山南

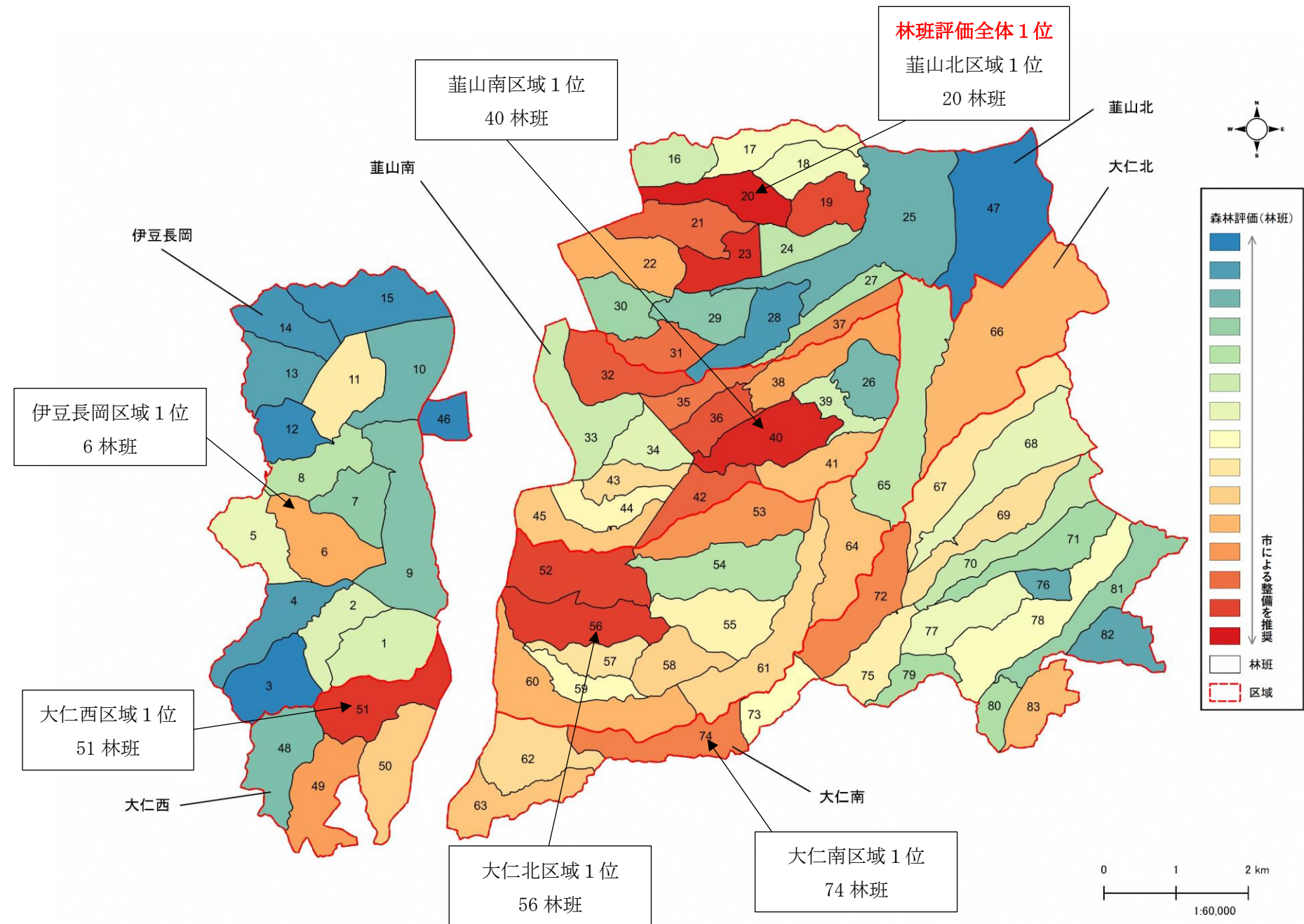
順位	林班	得点
1	40	0.3458
2	36	0.2337
3	32	0.2302

大仁北

順位	林班	得点
1	56	0.3083
2	52	0.2691
3	53	0.1811

大仁南

順位	林班	得点
1	74	0.1868
2	72	0.1829
3	83	0.1517

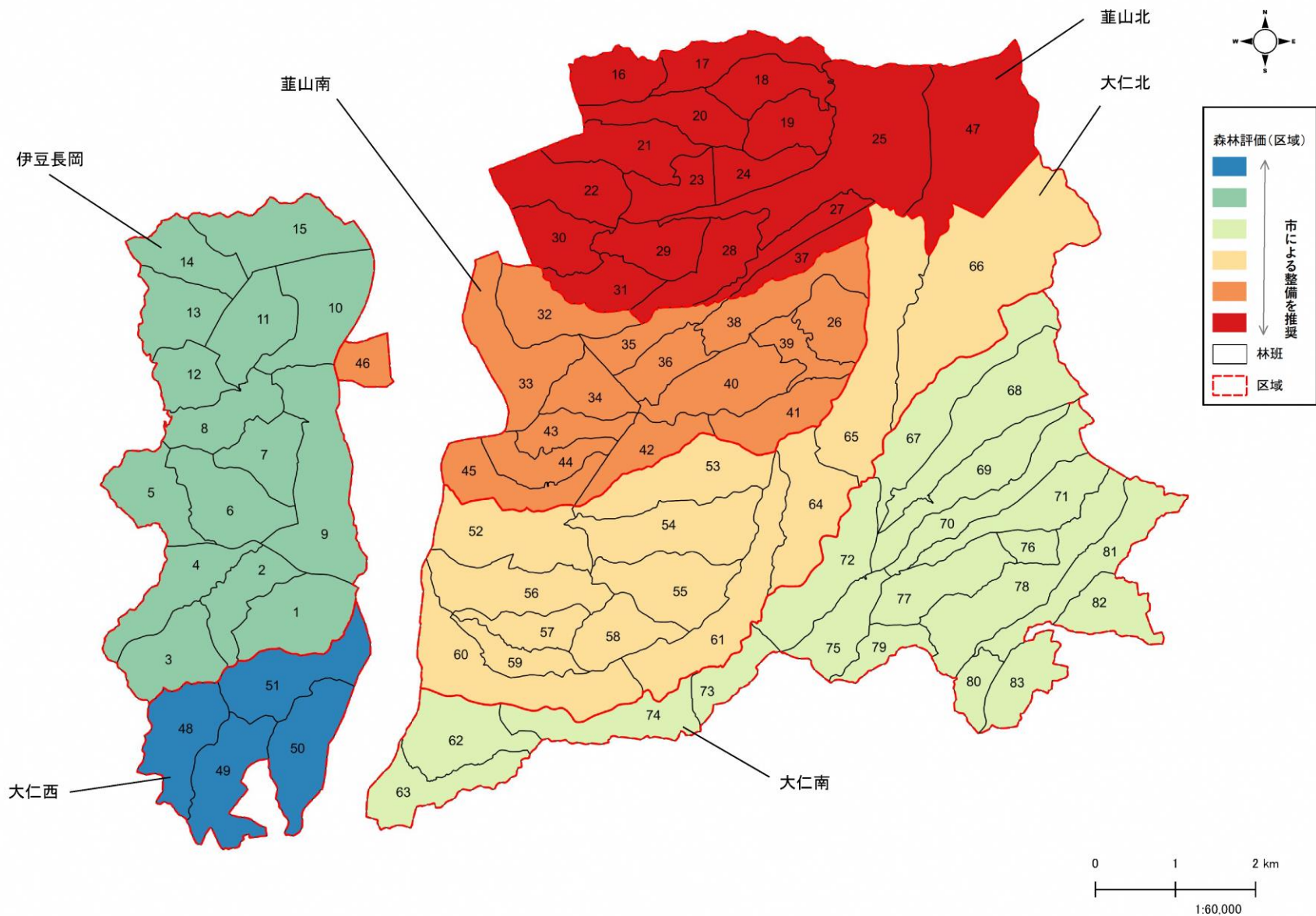


(2) 区域の優先順位

林班と同様に、小班の評価結果を3.1.で示した計算式を基に区域に均したところ、区域の優先順位は下表のとおりとなりました。最も優先して整備を行うべき区域は葦山北となりました。

区域順位表

順位	区域	対象森林面積(ha)	得点
1	葦山北	364.62	2.3236
2	葦山南	344.79	2.2107
3	大仁北	288.62	1.9502
4	大仁南	286.92	1.9074
5	伊豆長岡	118.82	0.8822
6	大仁西	99.03	0.6807



3.5. 現地確認による優先順位の修正

評価結果の確認・修正と、今後の意向調査実施箇所の抽出を目的として、評価結果を基に、優先順位が高い森林を中心に下表の15箇所について現地確認を行いました。

現地確認実施箇所の詳細

区域	確認箇所	備考
韮山北	① 21 林班い 16-1	小班評価同率 1 位
	② 20 林班 (林道北奈古谷線沿い)	林班評価全体 1 位 区域内林班評価 1 位
韮山南 (一部 大仁北)	③ 40 林班 (林道小杉原線・中線沿い)	区域内林班評価 1 位
	④ 45 林班へ 13-0・52 林班ほ 13-0	小班評価同率 1 位
大仁北	⑤ 56 林班 (市道大 211 号・212 号線沿い)	区域内林班評価 1 位
大仁南	⑥ 72 林班に 22-0	小班評価同率 1 位
	⑦ 75 林班 (大仁まごころ市場周辺)	追加調査
	⑧ 74 林班 (下畑地区水道施設周辺)	区域内林班評価 1 位
	⑨ 63 林班い 2-0	小班評価同率 1 位
大仁西	⑩ 49 林班に 11-0	小班評価同率 1 位
	⑪ 49 林班 (市道大 2075 号線沿い)	追加調査
	⑫ 50 林班 (県道韮山伊豆長岡修善寺線沿い)	追加調査
	⑬ 51 林班 (林道城山線沿い)	区域内林班評価 1 位
伊豆長岡	⑭ 6 林班 (市道長 219 号線沿い)	区域内林班評価 1 位
	⑮ 8 林班 (花坂地区水道施設周辺)	追加調査

現地確認結果

区域	確認箇所	備考	評価修正	現地確認結果
葦山北	① 21 林班い 16-1	小班評価同率 1 位	↓	針葉樹がまとまって生育しており、一体的な整備が可能ですが、幅員が狭く通行のない道路沿いに位置する森林のため公益性は低いと考えられます。
	② 20 林班 (林道北奈古谷線沿い)	林班評価全体 1 位 区域内林班評価 1 位	↑	林道沿いの大部分が針葉樹であり、一体的な整備が可能です。林道終点には民間の水道施設があります。筆が細かく、水道設備が林道に沿って設置されているため、事業者による整備は難しいと考えられます。
葦山南	③ 40 林班 (林道小杉原線・ 中線沿い)	区域内林班評価 1 位	↓	林道沿いに針葉樹が生育し、傾斜も緩いため、民間事業者による林業経営に適した森林と予想されます。森林簿上は公有地ではありませんが、一帯が全て分収林のため、公有林として評価を修正します。
葦山南 (一部 大仁北)	④ 45 林班へ 13-0 52 林班ほ 13-0	小班評価同率 1 位	↑	広葉樹の周辺に針葉樹が生育しています。森林の下流に立花台の住宅街があり、災害防止等の公益性があると考えられます。また、45 林班側の森林内には不法投棄が散見されるため、森林整備による人の行き来が生まれることで、抑制する効果も期待できます。

区域	確認箇所	備考	評価修正	現地確認結果
大仁北	⑤ 56 林班 (市道大 211 号線沿い)	区域内林班評価 1 位	↓	伊豆の国市道路台帳上では、市道大 212 号線に合流する市道ですが、実際は歩道程度の幅員で、利用も極めて少ないため公益性が低いと考えられます。針葉樹と一部広葉樹が混じった森林が生育しています。
	⑤ 56 林班 (市道大 212 号線沿い)		↑	立花から田中山へ通じる市道であり、交通量も多く、周辺の森林整備は公益性が高いと考えられます。市道南側に針葉樹、北側に広葉樹が生育しており、針葉樹の間伐に併せて、市道にかかる広葉樹の予防伐採の実施も考えられます。
大仁南	⑥ 72 林班に 22-0	小班評価同率 1 位	↑	針葉樹のまとまりと広葉樹のまとまりが交互に生育しています。過去には土砂崩れが発生しており、下流への災害の影響を考えると公益性・重要性は高いと考えられます。
	⑦ 75 林班 (大仁まごころ市場周辺)	追加調査	↑	施設及び駐車場南側に針葉樹 3～4 列が生育しており、施設側への倒木の危険性も考えられます。強風による倒木等を考慮すると間伐より皆伐が適当であると考えられます。
	⑧ 74 林班 (下畑地区水道施設周辺)	区域内林班評価 1 位	↑	水道施設の周辺に針葉樹と竹林が生育しています。竹の侵入が激しく、針葉樹と竹林を併せた整備が考えられます。周辺には農地も多いため、森林整備による獣害の軽減も期待できます。

区域	確認箇所	備考	評価修正	現地確認結果
大仁南	⑨ 63 林班い2-0	小班評価同率1位	↓	大仁清掃センター南西に堰堤があり、その建設用に使ったと思われる作業道からさらに南側奥にある森林のため、保護すべき施設等がなく公益性は低いと思われます。整備を実施した形跡があるため、早急な整備は必要ないと考えられます。
大仁西	⑩ 49 林班に11-0	小班評価同率1位	↓	隣接森林では、2019年（令和元年）に森の力再生事業による森林整備が実施されています。森林簿上では、当該林小班は未整備でしたが、現地確認の結果、森林整備実施済みであると判断されます。
	⑪ 49 林班 (市道大2075号線沿い)	追加調査	↑	道沿いは広葉樹が生育していますが、奥は針葉樹がまとまって生育しています。採石場及び後山地区への交通量がある上、会社社屋ほか民家もあり、緊急性は高くはありませんが公益性は高いと考えられます。
	⑫ 50 林班 (県道韮山伊豆長岡 修善寺線沿い)	追加調査	↑	二次評価のみの点数を考慮すると、50林班は区域内で最も点数が高い森林です。県道沿いに針葉樹のまとまりと広葉樹のまとまりが交互に生育しています。幅員が狭い県道ですが、交通量が多く、公益性は高いと考えられます。
	⑬ 51 林班 (林道城山線沿い)	区域内林班評価1位	↓	2021～2023年（令和3～5年）に複数箇所森の力再生事業を実施しています。今年度も事業実施予定があるため、今後も森の力再生事業等を活用した事業者による森林整備の範囲が拡大する可能性が高いです。

区域	確認箇所	備考	評価修正	現地確認結果
伊豆長岡	⑭ 6 林班 (市道長 219 号線沿い)	区域内林班評価 1 位	↓	市道沿いは広葉樹、奥に針葉樹がまとまって生育しています。2 級市道ですが、幅員が極めて狭く道路の利用者が限られるため、公益性は低いと考えられます。
	⑮ 8 林班 (花坂地区水道施設周辺)	追加調査	↑	花坂区の上部にある水道施設西側に針葉樹と竹林が生育しています。集落上部で土砂災害が発生すると、集落内部に土砂が流れ込む可能性もあるため、森林整備による公益的機能の発揮が必要と考えます。森林自体には土砂災害指定はありませんが、集落は土砂災害警戒区域・地すべりに指定されています。

現地確認の様子



第4章 今後の意向調査及び森林整備

4.1. 年間整備実施可能量と適正な経営管理意向調査規模の推定

第3章での定量評価の結果を基に、今後の森林整備可能量及び経営管理の意向調査規模を検討します。

第3章3.2.の林業経営体へのヒアリング結果から、数量によって受託可能とした面積範囲を踏まえ、年間整備実施可能量を下記のとおり推定します。

年間整備実施可能量 5～15ha/年

上記に伴い、経営管理意向調査（以下「意向調査」という。）の実施規模も同数の5～15haを目安に実施することとします。

仮に、第2章2.2.で示した対象森林の全てを整備する場合、完了の見通しは、下表のとおり54年で市内を一巡する推定となります。

地域名 面積	伊豆長岡	大仁西	菫山北	菫山南	大仁北	大仁南	合計
対象面積	118.82	99.03	364.62	344.79	288.62	286.92	1,502.80
委託意思	57.03	47.53	175.02	165.50	138.54	137.72	721.34
集約可能	34.22	28.52	105.01	99.30	83.12	82.63	432.81
年間整備量	10haと仮定						
完了迄年数	3	3	11	10	8	8	43

- ※
- ・対象面積は第2章「2.2.エリア別の森林資源規模」から抜粋。
 - ・意向調査の回答率は約6割と仮定します。回答があると仮定した対象森林のうち、市への「委託意思（森林の経営管理を”市へ任せたい”と回答）」については、約8割と仮定しました。
 - ・「集約可能」については、委託意思があると仮定した森林の約6割で施業集約化できると仮定しました。
 - ・「年間整備量」については、林業経営体からの聴取結果を参考に平均値の10haとしました。
 - ・完了迄年数は森林整備のみの年数です（意向調査、集積計画作成等の事務は含まれません。）。

4.2. スケジュール

第3章での定量評価及び現地確認の結果から、下表のとおり各区域の意向調査実施の候補地を選定しました。優先順位の高い区域から順に整備していきます。

令和7年度以降は、意向調査等（意向調査・現地調査・経営管理権集積計画作成）1箇所、森林整備1箇所の計2箇所を同時進行する想定です。ただし、森林環境譲与税の譲与額、森林所有者の追跡状況や意向、委託意思のあった森林面積の規模等の様々な要因を踏まえた上で、計画を進めることとします。

意向調査実施の候補地

実施順	区域	実施箇所	意向調査等 実施年度	森林整備 実施年度
1	葦山北	20 林班 (林道北奈古谷線沿い)	R6	R7
2	葦山南	45 林班へ 13-0 52 林班ほ 13-0 付近 (一部、大仁北を含む)	R7	R8
3	大仁北	56 林班 (市道大 212 号線沿い)	R8	R9
4	大仁南	72 林班に 22-0 付近 75 林班(大仁まごころ市場)	R9	R10
5	伊豆長岡	6 林班 (花坂地区水道施設周辺)	R10	R11
6	大仁西	50 林班 (県道葦山伊豆長岡修善寺線沿い)	R11	R12

実施スケジュール

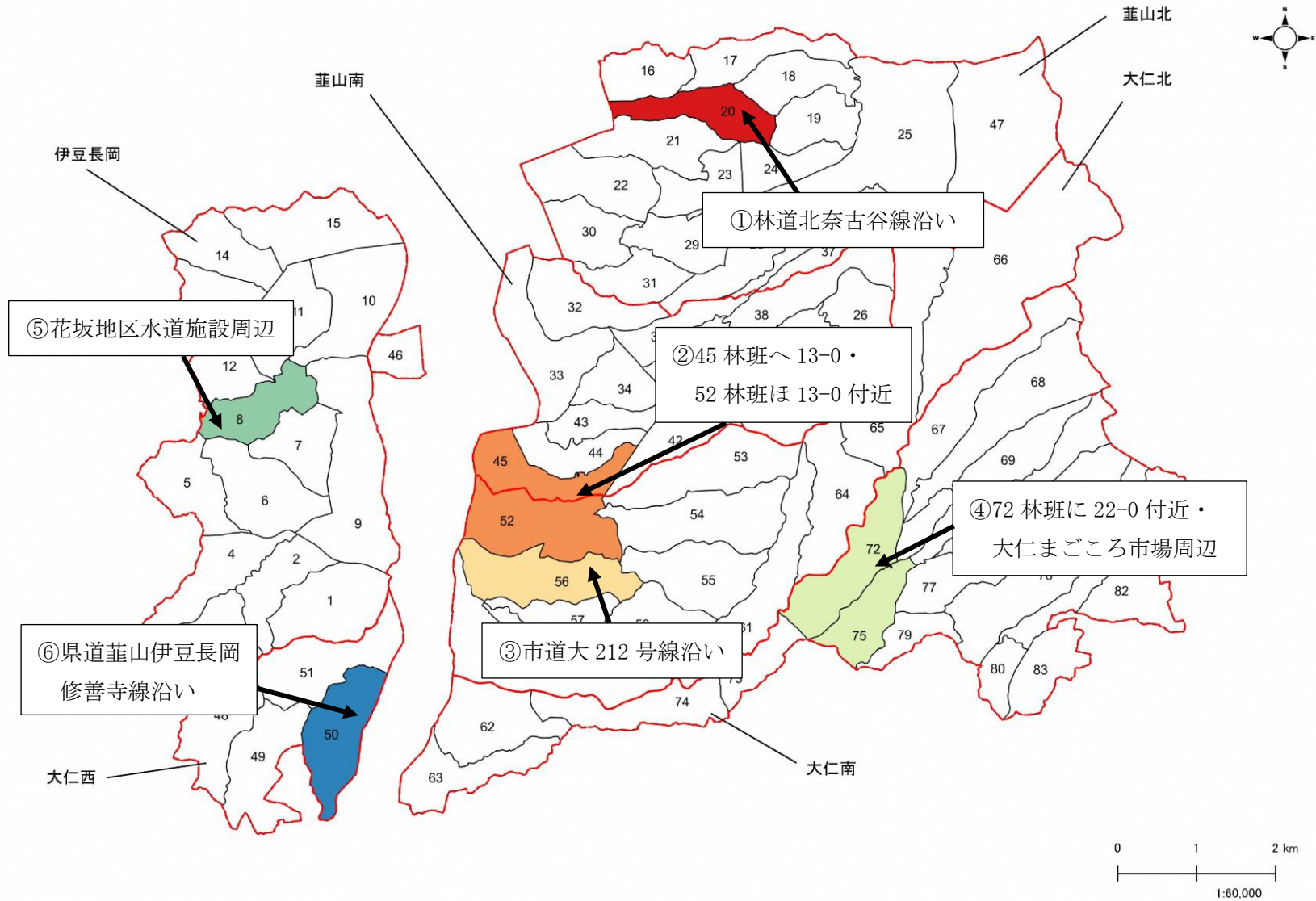
事業年度 実施区域	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12…	
全区域	●	→						●	→
韮山北		→	→	- - - - -					(~R12)
韮山南			→	→	- - - - -				(~R13)
大仁北				→	→	- - - - -			(~R14)
大仁南					→	→	- - - - -		(~R15)
伊豆長岡						→	→	- - - - -	(~R16)
大仁西						(以降継続)	→	→ - - - - -	(~R17)

凡例

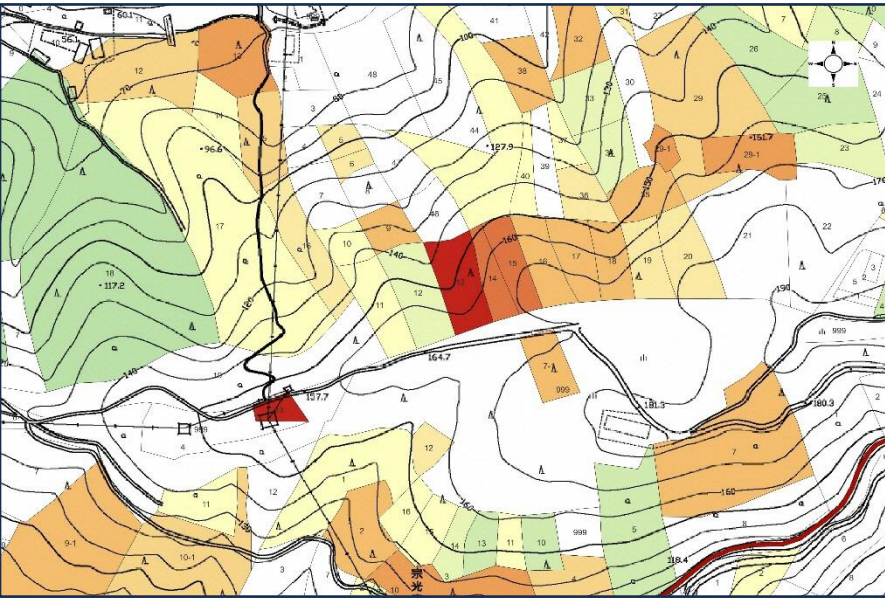
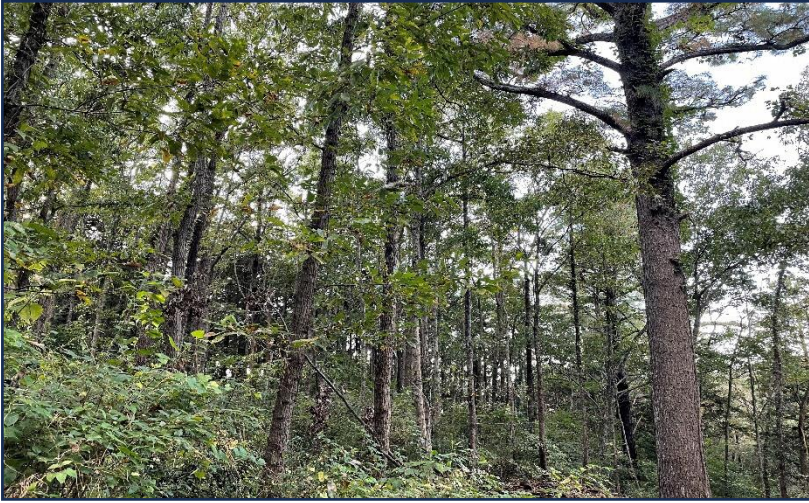
●	実施計画の作成・見直し（次期計画の作成）
→	実施計画の実行
→	調査事業実施（意向調査・現地調査・経営管理権集積計画作成）
→	森林整備実施
- - - - -	森林経営管理権の存続期間（6年間と仮定）

※ 実施計画…各区域の森林整備候補地の調査・選定

意向調査実施候補地 位置図



実施順	1	区域	葦山北	確認箇所	20 林班 (林道北奈古谷線沿い)	林班評価全体 1 位 区域内 林班評価 1 位
					 	

実施順	2	区域	韮山南 大仁北	確認箇所	45 林班へ 13-0 / 52 林班ほ 13-0	小班評価 1 位
						

実施順	3	区域	大仁北	確認箇所	56 林班 (市道大 212 号線沿い)	区域内 林班評価 1 位
					 	

実施順	4 - 1	区域	大仁南	確認箇所	72 林班に 22-0	小班評価 1 位
					 	

実施順	4 - 2	区域	大仁南	確認箇所	75 林班 (大仁まごころ市場周辺)	追加調査
					 	

実施順	5	区域	伊豆長岡	確認箇所	8 林班 (花坂地区水道施設周辺)	追加調査

実施順	6	区域	大仁西	確認箇所	50 林班 (県道韮山伊豆長岡修善寺線沿い)	追加調査
						
						

総括・まとめ

森林簿の分析の結果、本市には制度の対象となる森林が 1,502.80ha でした。対象森林について、林業経営が成り立つか、防災上の危険性・重要性の高い森林かという二段階の定量評価から、市が優先して整備を推進すべき森林を整理し、民間事業者では整備しにくく森林の公益的機能の高まりが期待される森林から制度着手に努めることとしました。令和6年度からの本格的な着手に向けて、今回の森林評価を基に、本計画で定めた6つの区域から各1箇所を意向調査実施の候補地として選定し、実施スケジュールを作成しました。これによって、民間事業者との整備箇所の棲み分けができ、効率的な整備を進めることができます。

本計画では、森林整備の目的等を現状の森林資源等の分析結果から設定しましたが、第2部 第4章 4.2.スケジュールに示したとおり、これ以降の意向調査実施候補地の抽出に合わせて、今後も森林の現況分析や課題・目的の把握に努め、定期的な計画の見直しを行います。

用語解説

用語		解説
あ 行	意向調査 (経営管理意向調査)	法第5条に基づき、森林所有者に対し、所有する森林の整備状況や今後の経営管理の意向を図る調査。
	皆伐	主伐の一種で、樹木の全て又は大部分を伐ること。
か 行	間伐	一部の木を抜き伐り（間引き）すること。間引きすることで、残した木の成長を促す。
	切り捨て間伐	伐採（間伐）した木材を搬出せず、森林内にそのまま残置すること。
	経営管理	森林所有者が森林の手入れ（伐採や育成）を行うこと。
	経営管理権	法第2条第4項に基づき、市町村が森林の経営管理を行う権利。
	経営管理実施権	経営管理権を有する市町村が、森林の経営管理を林業経営者に再委託するときに設定される権利。
	公有林	都道府県や市町村などが所有する森林。
	国有林	国が所有する森林。
	さ 行	材積・蓄積
私有林		個人や会社、宗教団体などが所有する森林。
樹種		スギ、ヒノキ、モウソウ（孟宗竹）、コウヨウジュ（広葉樹）などの樹木の種類。
準林班		林班に準ずる森林区画の単位。1林班を通じて「いろは」の順に番号を付す。
小班（林小班）		林班、準林班に準ずる森林区画の単位。樹種などによって区切られる。
人工林		人の手が入った（苗木の植栽などによって人が更新させた）森林。スギ、ヒノキが代表的。
（市町村）森林経営管理事業		市町村が経営管理権を取得した森林について、経営管理を行う事業。

用語		解説
さ 行	森林経営管理制度 森林経営管理法	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が管理をする制度。及びその根拠法令。
	森林経営計画	市町村森林整備計画に基づいて、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、伐採、造林等の森林の施業及び保護に関する計画を、5年を1期として作成するもの。
	(市町村) 森林整備計画	地域森林計画の対象となっている民有林について、市町村が作成する森林整備に関する計画。
	森林簿	森林の所在地や、樹種、面積などの森林の基本情報を記載した台帳。
	水源涵養	水資源の貯留や浄化、水量を調整して洪水を緩和するなどの機能。
	制限林	各種法令に基づき、立木の伐採に制限のある森林。
	施業	森林を育成するための造林、保育、伐採を行うこと。
	造林	樹木を植え育てること。
	素材生産	立木を伐採し、丸太を生産すること。
	ゾーニング	森林の持つ様々な機能によって森林を区分し、管理方針を示すもの。
た 行	地域森林計画	全国森林計画に即して、民有林について、都道府県の森林関連施策の方向性、伐採、造林等の整備の目標を示したもの。
	天然林	人の手を加えることなく発達した森林。
は 行	非経済林	樹種や地理的条件等から、民間事業者自らが積極的に森林整備を実施することが難しい林業経営に適さない森林。 (⇔経済林…スギ、ヒノキなどの人工林で、道から近く、傾斜が緩い等、民間事業者自らが積極的に森林整備を実施することが可能な森林。)
	分収林	所有者以外の者が、森林の植栽や保育、伐採を行う森林。
	保安林	水源の涵養など森林の持つ公益的機能を維持・発揮するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林で、立木の伐採等が制限される。

用語		解説
は 行	保育	樹木の生育に適した条件を整えること。
ま 行	民有林	国有林以外の森林。
	森の力再生事業	荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源涵養などの「森の力」を回復させることを目的とした静岡県独自の森林整備事業。財源には「森林づくり県民税」が活用される。
や 行	予防伐採	台風などの影響を受けて倒れる恐れのある木を事前に伐採すること。
ら 行	林業経営体	森林整備を行う、主に林業を生業とする事業者。
	林種	人工林、天然林、竹林、原野、伐採跡地などの区分。
	林道	森林内に設けられた道路。
	林班	地形（尾根や沢）などの地形条件を基に区切られた森林区画の単位。
	林齢	森林の年齢のこと。樹木が植えられてからの年数。

